

## 民法（債権関係）の改正に関する検討事項(15) 詳細版

## 目次

第1	消費者・事業者に関する規定 .....	1
1	総論（消費者・事業者に関する規定の可否等） .....	1
2	消費者契約の特則 .....	11
3	事業者に関する特則 .....	14
	(1) 事業者間契約に関する特則 .....	14
	(2) 契約当事者の一方が事業者である場合の特則 .....	16
	(3) 事業者が行う一定の事業について適用される特則 .....	20
第2	規定の配置 .....	24
第3	その他 .....	69

※ 本資料の比較法部分は、以下の翻訳・調査による。

- ドイツ民法・オーストリア民法・スイス民法・スイス債務法・フランス民法・フランス消費法典・ケベック民法・イタリア民法・スペイン民法・オランダ民法・ロシア民法  
石川博康 東京大学社会科学研究所准教授・法務省民事局参事官室調査員  
幡野弘樹 立教大学法学部准教授・法務省民事局参事官室調査員  
角田美穂子 一橋大学大学院法学研究科准教授・法務省民事局参事官室調査員
- カンボジア王国民法  
[http://www.icclc.or.jp/equip\\_cambodia/index.html](http://www.icclc.or.jp/equip_cambodia/index.html)（財団法人国際民商事法センター）

## 第1 消費者・事業者に関する規定

### 1 総論（消費者・事業者に関する規定の可否等）

従来は、民法には全ての人に区別なく適用されるルールのみを規定すべきであるとの理解もあったが、民法の在り方についてこのような考え方を採る必然性はなく、むしろ、市民社会の構成員が多様化し、「人」という単一の概念で把握することが困難になった今日の社会において、民法が私法の一般法として社会を支える役割を適切に果たすためには、「人」概念を分節化し、消費者や事業者に関する規定を民法に設けるべきではないかという指摘がある。

具体的には、消費者を「事業活動以外の活動のために契約を締結する個人」、事業者を「法人その他の団体及び事業活動のために契約を締結する個人」と定義した上で、後記2以下に掲げるように、民法に消費者契約に関する特則及び事業者に関する特則を設ける考え方が示されているが、このような考え方について、どのように考えるか。

これらの点を含め、民法における「人」の概念の見直しに当たっては、どのような点に留意して検討すべきか。

（参考・現行条文）

#### ○（定義）

消費者契約法第2条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

2 この法律（第四十三条第二項第二号を除く。）において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

3 この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

4 （略）

（補足説明）

#### 1 問題の所在

民法は私法の一般法であると言われているが、これは、民法には全ての人に区別なく適用されるルールのみを規定すべきであり、商人や消費者など特定の属性を有する人のみを適用の対象とする規定は、商法や消費者契約法などの特別法に置くべきであるということを含意しているとの理解がある。現に、保証人が法人以外の者である場合に保証人を保護する規定（同法第465条の2、第465条の5）などを除き、民法には、人の属性に着目して適用範囲を限定する規定は置かれていないと言われている。

しかし、一方で、民法が私法の一般法であるということの意味をこのように捉えなければならない必然性はないとの指摘もある。例えば、民法が市民社会の要請の下で全ての市民に平等に適用されるルールを設けたのは、封建的・身分的差別を廃

止して身分的に対等な市民を作り出すことが重要であったためであって、市民の中に存在する経験、知識、能力などの格差を法的ルールに反映させることを積極的に否定するものではないとの指摘がある。このような立場からは、今日の市民社会においては構成員の多様性が顕著になり、取引について情報や経験を有する事業者・法人とそれらを有しない消費者の間の格差が拡大していることから、このような多様性を民法にも反映させ、多様性を前提とした実質的に平等な市民を念頭に置いたルールを設ける必要があると主張されている。

私法の一般法としての民法は、私法ないし市民社会の法の基礎として社会を支えるという役割（民法の基底性）を担っていることを重視する観点からは、消費者と事業者との取引や、事業者間の取引の重要性が高まった今日においては、これらの取引に関するルールを除外すると、民法は取引一般について規律したことにならず、上記の役割を果たし得なくなると考えられる。このような考え方から、単一概念では把握できないほど多様になった「人」概念を分節化し、消費者や事業者などの概念を設けて、これらに関する規定を民法に置くべきではないかという問題が提起されている。

## 2 諸外国の立法例

諸外国の立法例を見ると、ドイツにおいては、2000年の民法改正によって民法に消費者概念が導入され、消費者に関する規律が民法典に置かれることになった。

また、スイス、イタリア、オランダなどでは、民法と商法との区別はなく、同一の法典に規定が置かれている。

## 3 具体的な立法提案

以上を踏まえ、消費者を「事業活動以外の活動のために契約を締結する個人」、事業者を「法人その他の団体及び事業活動のために契約を締結する個人」と定義してこれらの概念を民法に導入し、これらに関する特則を民法に置くという考え方が提示されている（参考資料1 [検討委員会試案]・23頁）。更に、医師、弁護士等の専門職の活動が事業者に関する規定の適用対象になることを明示すべきであるとして、上記の各定義の「事業活動」を「事業活動又は専門的職業活動」とすべきであるとの考え方もある。

このような考え方によれば、「事業者」は商法上の商人概念よりも広く、営利を目的としない非営利法人なども含まれることになる。商人に該当しなくても、法人のように取引社会で要請される専門性や迅速性に対応する能力を備える主体については、人一般とは異なる規律を適用すべき場面があり、このような能力を有する者を「事業者」と定義して特則を設ける必要があるとするのである。事業者には営利を目的としないものも含まれるため、事業者に関する特則は、商法ではなく民法に置かれるべきものとされる。また、その場合に、商法上の商人概念は民法上の事業者概念に包摂される関係になるから、現在は商法に置かれている規定のうちで事業者一般に適用すべきルールは、民法に規定することになるとされる。

これらの概念を前提として、民法に、人一般に適用される規定のほか、①消費者と事業者との間の契約に適用される規定、②相手方の属性にかかわらず、一方当事

者が事業者である場合に適用される規定、③事業者間の契約に適用される規定を設けるべきであるという考え方が提示されている（それぞれの規定の具体的な内容については、2以下参照）。なお、上記①に属する規定が民法に設けられるとすれば、消費者契約に適用される特則として他の法令に設けられている規定をいずれの法典に置くかが問題になり得（例えば、断定的判断の提供に関する消費者契約法第4条第1項第2号、事業者が消費者を困惑させた場合に関する同条第3項、錯誤の特例を定める電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律第3条。もともと、消費者契約法については、同法第1条の目的規定を踏まえた解釈の必要性や実体的なルール機の動的な改正の要請等も考慮する必要があるとの意見がある。また、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律については、円滑な電子商取引の促進という観点から制定された法律であるため、そのような性質も考慮する必要があるという意見もある。）、この点についての立法提案もある。

また、以上のような考え方のほか、民法に消費者や事業者、商人に関する実質的な特則を設けるのではないが、これらの属性を有する者に適用される規定が他の法令に置かれていることを明らかにする規定（レファレンス規定）を民法に設けるとの考え方が提示されている（参考資料2 [研究会私案]・122頁等）。

これらの考え方について、どのように考えるか。

(比較法)

○フランス消費法典目次

立法の部

第1編 消費者の情報と契約の締結

第1章 消費者の情報

第1節 一般的な情報義務 (L. 111-1~L. 111-3条)

第2節 提示の方法および登録 (L. 112-1~L. 112-11条)

第3節 対価および売買の条件 (L. 113-1~L. 113-5条)

第4節 引渡期日に関する情報 (L. 114-1条)

第5節 製品および役務の評価 (L. 115-1~L. 115-33条)

第2章 商慣行

序節 不誠実な商慣行 (L. 120-1条)

第1節 規制された商慣行 (L. 121-1~L. 121-96条)

第2節 不法な商慣行 (L. 122-1~L. 122-15条)

第3章 契約の一般的条件

第1節 手付金および前払金 (L. 131-1~L. 131-3条)

第2節 濫用条項 (L. 132-1)

第3節 契約の解釈および方式 (L. 133-2~L. 133-2条)

第4節 契約書の引渡し (L. 134-1~L. 134-2条)

第5節 濫用条項に関する法の抵触 (L. 135-1条)

第6節	契約の更新 (L. 136-1 条)
第7節	時効 (L. 137-1～L. 137-2 条)
第8節	海外県に関する諸規定 (L. 138-1 条)
第4章	公務員の権限および裁判上の訴権
第1節	公務員の権限および裁判上の訴権に関する特別規定 (L. 141-1～L. 141-5 条)
第2編	商品ならびに役務の適合性および安全性
第1章	適合性
第1節	一般規定 (L. 211-1～L. 211-22 条)
第2節	適合性の一般的義務 (L. 212-1 条)
第3節	不正行為および偽造 (L. 212-1～L. 213-6 条)
第4節	実施手段 (L. 214-1～L. 214-3 条)
第5節	調査権限 (L. 215-1～L. 215-17 条)
第6節	共通規定 (L. 216-1～L. 216-12 条)
第7節	特別規定 (L. 217-1～L. 217-11 条)
第8節	警察行政処分 (L. 218-1～L. 218-7)
第2章	安全性
第1節	予防 (L. 221-1～L. 221-11 条)
第2節	適合性の評価基準 (L. 222-1～L. 222-3 条)
第5節	諸規定 (L. 225-1 条)
第3編	借入
第1章	信用
第1節	消費信用 (L. 311-1～L. 311-37 条)
第2節	不動産信用 (L. 312-1～L. 312-36 条)
第3節	第1節および第2節の共通規定 (L. 313-1～L. 313-17 条)
第4節	終身抵当貸 (L. 314-1～L. 314-20 条)
第2章	仲介者の活動
第1節	債務者および借主の保護 (L. 321-1～L. 321-2 条)
第2節	諸規定 (L. 322-1～L. 322-5 条)
第3章	過剰債務状態の処理 (L. 330-1 条)
第1節	個人過剰債務委員会での手続 (L. 331-1～L. 331-4 条)
第2節	過剰債務状態の処理における執行裁判官の権能 (L. 332-1～L. 332-12 条)
第3節	共通規定 (L. 333-1～L. 333-8 条)
第4節	海外県に関する規定 (L. 334-1～L. 334-12 条)
第4章	保証 (L. 341-1～L. 341-6 条)
第5編	消費者団体
第1章	非営利団体 association の承認
第1節	非営利団体 (L. 411-1 条)
第2節	消費協同組合 (L. 412-1 条)

## 第2章 団体訴権

第1節 消費者の集団的利益のために行使される訴権 (L. 421-1～L. 421-9 条)

第2節 共同代表訴権 (L. 422-1～L. 422-3 条)

## 第6編 諸機構

### 第1章 協議機関

第1節 国家消費会議 (規定なし)

第2節 県消費委員会 (規定なし)

### 第2章 行政連携機構

第1節 省庁間消費委員会 (規定なし)

第2節 省庁間消費団体 (規定なし)

### 第3章 国家消費機構

第1節 行政組織 (L. 531-1～L. 531-4 条)

第2節 諮問機関 (規定なし)

第3節 会計規定 (規定なし)

第4節 国家消費機構下の委員会 (L. 534-1～L. 534-10 条)

### 第4章 国家食糧会議

第1節 タイトルなし (L. 541-1 条)

第2節 タイトルなし (規定なし)

### 第5章 分析方法統一全体委員会

第1節 タイトルなし (規定なし)

第2節 タイトルなし (規定なし)

### 第6章 試験研究所

第1節 使命 (L. 561-1 条)

第2節 活動 (L. 562-1 条)

## 命令の部

### 第1編 消費者の情報と契約の締結

#### 第1章 消費者の情報

第1節 一般的な情報義務 (規定なし)

第2節 提示の方法および登録 (R. 112-1～R. 112-31 条)

第3節 対価および売買の条件 (R. 113-1 条)

第4節 引渡期日に関する情報 (R. 114-1 条)

第5節 製品および役務の評価 (R. 115-1～R. 115-3 条)

#### 第2章 商慣行

第1節 規制された商慣行 (R. 121-1～R. 121-21 条)

第2節 不法な商慣行 (R. 122-1 条)

#### 第3章 契約の一般的条件

第1節 手付金および前払金 (規定なし)

第2節 濫用条項 (R. 132-1～R. 132-6 条)

第3節 契約の解釈および方式 (規定なし)

第4節	契約書の引渡し (R. 134-1 条)
第5節	濫用条項に関する法の抵触 (規定なし)
第4章	公務員の権限および裁判上の訴権
第1節	公務員の権限および裁判上の訴権に関する特別規定 (R. 141-1～R. 141-5 条)
第2節	簡易民事手続 (R. 142-1～R. 142-2 条)
第2編	商品ならびに役務の適合性および安全性
第1章	適合性
第1節	一般規定 (R. 211-1～R. 211-5 条)
第2節	適合性の一般的義務 (規定なし)
第3節	不正行為および偽造 (規定なし)
第4節	実施手段 (R. 214-1～R. 214-20 条)
第5節	調査権限 (R. 215-1～R. 215-23 条)
第6節	共通規定 (R. 216-1～R. 216-3 条)
第7節	特別規定 (R. 217-1 条)
第8節	警察行政処分 (R. 218-1 条)
第2章	安全性
第2節	授権及び公務員の権限 (規定なし)
第3節	制裁 (R. 223-1～R. 223-5 条)
第4節	消費者安全委員会 (R. 224-1～R. 224-12 条)
第5節	諸規定 (D. 225-2 条)
第3編	借入
第1章	信用
第1節	消費信用 (D. 311-1～D. 311-13 条)
第2節	不動産信用 (R. 312-1～R. 312-4 条)
第3節	共通規定 (R. 313-1～D. 313-9 条)
第4節	終身抵当貸 (R. 314-1～R. 314-2 条)
第5節	海外県に関する規定 (R. 315-1 条)
第2章	仲介者の活動 (規定なし)
第3章	過剰債務状態の処理
序節	過剰債務手続の機関 (R. 331-1～R. 331-11-3 条)
第1節	過剰債務状態処理請求の受理可能性 (R. 331-10-R. 331-12 条)
第2節	負債一覧表 (R. 332-1～R. 332-5 条)
第3節	書類の指導 (R. 333-1～R. 333-3 条)
第4節	処理の方法 (R. 334-1～R. 334-77 条)
第5節	共通規定 (R. 335-1～R. 335-4 条)
第6章	海外県に関する諸規定 (R. 336-1～R. 336-8 条)
第4章	諸規定 (R. 333-5 条)
第5編	消費者団体

第1章 非営利団体 association の承認

第1節 非営利団体 (R. 411-1～R. 411-7条)

第2節 消費協同組合 (規定なし)

第2章 団体訴権

第1節 消費者の集団的利益のために行使される訴権 (規定なし)

第2節 共同代表訴権 (R. 422-1～R. 422-10条)

第3章 非営利団体の特別推薦 (R. 431-1～R. 431-3条)

第6編 諸機構

第1章 協議機関

第1節 国家消費会議 (D. 511-1～D. 511-17条)

第2章 行政連携機構

第1節 省庁間消費委員会 (D. 521-1～D. 521-2条)

第2節 省庁間消費団体 (D. 522-1～D. 522-4条)

第3章 国家消費機構

第1節 組織および管理 (R. 531-1～R. 531-10条)

第2節 諮問機関 (R. 532-1条)

第3節 資金および会計に関する諸規定 (R. 533-1～R. 533-6条)

第4節 国家消費機構下の委員会 (R. 534-1～R. 534-17条)

第4章 国家食糧会議 (D. 541-1～D. 541-7条)

第6章 試験研究所 (規定なし)

附則

○ドイツ民法 (消費者概念を含む条の見出し)

第1編 総則

第1章 人

第1節 自然人、消費者、事業者

第13条 消費者

第14条 事業者

(店舗外で締結された契約における消費者保護に関する EC 指令、消費者信用に関する EC 指令、消費者契約における不公正契約条項に関する EC 指令、一時的居住権取得者の保護のための EC 指令、隔地的販売契約における消費者保護のための EC 指令、消費財動産売買および性質保証に関する EC 指令の国内法化)

第2編 債権

第1章 債務の内容

第1款 給付義務

第241a条 注文をしていない給付

(隔地的販売契約に関する EC 指令の国内法化)

第286条 債務者の遅滞



第 288 条 遅延利率

(取引流通上の支払遅延禁圧に関する EC 指令の国内法化)

第 2 章 普通取引約款による法律行為上の債権関係の形成

第 310 条 適用範囲

(消費者契約における不公正契約条項に関する EC 指令の国内法化)

第 2 款 特殊な販売契約

(店舗外で締結された契約における消費者保護のための EC 指令、隔地的販売契約における消費者保護のための EC 指令、電子取引指令の国内法化)

第 312 条 訪問取引における撤回権

第 312a 条 他の規定との関係

第 312b 条 隔地的販売契約

第 312c 条 隔地的販売契約における消費者への教示

第 312d 条 隔地的販売契約における撤回権および返品権

第 312e 条 電子取引における義務

第 312f 条 解約および解約の代理権授与

第 312g 条 異なる合意

第 3 章 契約に基づく債務関係

第 5 節 解除、消費者契約における撤回権および返品権

第 2 款 消費者契約における撤回権および返品権

(店舗外で締結された契約における消費者保護のための EC 指令、一時的居住権の取得者保護のための EC 指令、隔地的販売契約における消費者保護のための EC 指令の国内法化)

第 355 条 消費者契約における撤回権

第 356 条 消費者契約における返品権

第 357 条 撤回および返品の法的効果

第 358 条 結合された契約

第 360 条 撤回および返品の教示

第 8 章 個別の債務関係

第 1 節 売買、交換

第 3 款 消費動産売買

(消費動産売買および性質保証に関する EC 指令の国内法化)

第 474 条 消費財売買の概念

第 475 条 異なる合意

第 476 条 証明責任の転換

第 477 条 性質保証に関する特別規定

第 478 条 事業者に対する償還請求

第 479 条 償還請求権の消滅時効

第 2 節 一時的居住権契約

(不動産の一時的居住権取得者保護に関する EC 指令の国内法化)

第 481 条	一時的居住権契約の概念
第 482 条	一時的居住権契約における目論見書義務
第 483 条	一時的居住権契約の契約および目論見書の言語
第 484 条	一時的居住権契約における書面方式
第 485 条	一時的居住権契約における撤回権
第 486 条	一時的居住権契約における頭金払い禁止 ( Anzahlungsverbot)
第 487 条	異なる合意
第 3 節	事業者と消費者の間に締結された金銭消費貸借契約、金融支援、および 分割供給契約 (消費者信用に関する EC 指令の国内法化)
第 1 款	金銭消費貸借契約
第 1 目	総則
第 488 条	消費貸借契約において契約類型的に生ずる義務
第 489 条	借主の通常の解約告知権
第 490 条	特別の解約告知権
第 2 目	消費者消費貸借契約の特則
第 491 条	消費者消費貸借契約
第 491a 条	消費者消費貸借契約における契約締結上の情報提供義務
第 492 条	書面方式、契約内容
第 493 条	契約関係継続中の情報提供
第 494 条	方式欠缺の法的効果
第 495 条	撤回権
第 496 条	抗弁の放棄、手形・小切手の禁止
第 497 条	借主の遅滞
第 498 条	分割返済借入における期限の利益喪失
第 499 条	貸主の解約告知権、履行拒絶
第 500 条	借主の解約告知権、期限前返済
第 501 条	費用の減額
第 502 条	期限前返済に伴う損害賠償
第 503 条	不動産担保融資契約
第 504 条	許容された貸越し
第 505 条	追認された貸越し
第 2 款	事業者と消費者の間に締結された金融支援
第 506 条	支払猶予、その他の金融支援
第 507 条	割賦払取引
第 508 条	割賦払取引における返品権、解除
第 3 款	事業者と消費者の間に締結された分割供給契約
第 510 条	分割供給契約
第 4 款	強行法規性、開業者への適用

第 511 条 異なる合意  
第 512 条 開業者への適用  
第 513 条ないし第 515 条 削除

#### 第 10 節

##### 第 2 款 消費者消費貸借契約の仲介

第 655a 条 消費貸借仲介契約  
第 655b 条 消費者徒の契約における書面方式  
第 655c 条 報酬  
第 655d 条 付随費用  
第 655e 条 異なる合意、開業者への適用

#### 第 11 節 懸賞広告

第 661a 条 懸賞の約束  
(隔地取引その他の消費者保護および単一通貨ユーロの導入  
に関する法律により挿入)

#### 第 12 節 委任、事務処理契約および決済サービス

(決済サービスに関する EC 指令の国内法化)

##### 第 3 款 決済サービス

###### 第 1 目 総則

第 675e 条 異なる合意

###### 第 3 目 決済サービスの実行および利用

###### 第 2 Unterkapitel<sup>1</sup> 決済取引の執行

第 675t 条 入金記帳日付および資金の利用可能性

○オランダ民法 (消費者概念を含む条の見出し)

#### 第 6 編第 3 章 不法行為

##### 第 3a 節 不公正な取引慣行

第 6 編 193a 条～193j 条 (不公正な取引慣行)

#### 第 7 編第 1 章 売買および交換

##### 第 1 節 売買：総則

第 7 編 5 条 (消費者売買の定義)

第 7 編 6 条 (消費者売買の一般規定)

第 7 編 6a 条 (消費者売買における品質保証)

##### 第 2 節 売主の義務

第 7 編 11 条 (消費者売買における危険の移転時期)

第 7 編 13 条 (消費者売買における履行費用)

第 7 編 18 条 (消費者売買における物の不適合性の意義)

<sup>1</sup> 「目」の下位概念を指す。以下同じ。

第7編 19条 2項 (強制競売等における物の不適合性)
第3節 売主の義務の不履行に関する特則
第7編 21条 4項～6項 (消費者売買における物の不適合に対する救済手段)
第7編 22条 1項 (消費者売買における物の不適合に対する救済手段)
第7編 23条 1項 (消費者売買における物の不適合に関する買主の通知義務)
第7編 24条 1項 (消費者売買における物の不適合に関する買主の損害賠償請求権)
第4節 買主の義務
第7編 26条 2項 (消費者売買における買主の代金支払義務)
第7編 28条 (消費者売買における代金支払訴権の消滅時効)
第6節 解除の特則
第7編 35条 (消費者売買における売主の代金増額に対する買主の解除権)
第9a節 隔地者間売買
第7編 46a条 (隔地者間売買の意義)
第7A編 5a章 割賦売買
第7A編 1576m条 5項 (割賦販売における消費者である買主の権利)

(注) 以下においては、民法に消費者や事業者に関する特則を設けることの要否についての今後の議論の参考に供するため、仮に特則を設けるとした場合に、具体的にどのような規定を設けることが考えられるかを見通しておくことを目的として、消費者契約に関する特則、契約当事者の一方が事業者である場合の特則、事業者間契約に適用される特則のそれぞれについて、検討を進めることとする。

## 2 消費者契約の特則

民法に消費者や事業者に関する特則を設けることを前提に、消費者契約（消費者と事業者との間の契約）に適用される特則として、例えば、消費者契約を不当条項規制の対象とし、消費者契約に適用される固有の不当条項リストを定める規定、債権の消滅時効期間の合意による変更を認めない旨の規定、賃借人が消費者である場合に、賃貸借終了時における原状回復義務の範囲に関する規定を強行規定とする旨の規定、消費貸借における借主や寄託における寄託者が消費者である場合に、事業者である契約の相手方に対して損害賠償義務を負う場面を制限する規定などを設けるべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

(補足説明)

- 1 民法に消費者や事業者に関する特則を設けることを前提に、消費者契約（消費者と事業者との間の契約）に適用される規定として、2以下に掲げる特則を設けるべきであるとの考え方が提示されている。
- 2 不当条項規制における消費者契約の特則  
当事者間の交渉を通じた契約内容の合理性の担保が機能しない一定の契約を対象

として、このような契約に含まれる不当な内容の条項の効力を否定する規定を設けるべきではないかが議論されており、具体的な規制の内容として、「当該条項が存在しない場合と比較して、条項使用者の相手方の利益を信義則に反する程度に害するもの」を無効とする一般規定を設けるほか、これを具体化したリストを設けるべきであるとの考え方が提示されている（部会資料13-1, 第1（1頁以下））。

不当条項を規制すべき契約類型として、例えば約款が使用された契約が挙げられているが、このほか、事業者と消費者との間には構造的な情報力及び交渉力の格差が存在し、消費者は事業者との交渉を通じて契約内容の形成に実質的に関与することが困難であるとして、消費者契約についても不当条項規制の対象とすべきであるとの考え方が提示されている。このような考え方から、不当条項のリスト化に当たっても、約款及び消費者契約に共通の不当条項リストを作成するほか、消費者契約固有の問題があるとして、消費者契約のみに適用される不当条項リストを作成すべきであるとの考え方が併せて提示されている。

このような考え方について、どのように考えるか。

### 3 一部無効に関する消費者契約の特則

法律行為に含まれる特定の条項の一部について無効原因がある場合に、当該条項の残部の効力が維持されるか、当該条項全体が無効になるかが学説上議論されているが、この点について、原則として残部の効力が維持されることを条文上明記すべきであるとの考え方が提示されている（部会資料13-1, 第2, 2（1）（4頁））。

これに対し、消費者契約においては、契約内容を作成する事業者は、法令に抵触してでも自己に有利な条項を定めておけば、少なくとも法令の制限の範囲内の利益を確保することができることとなり、不当な条項の作成を助長する結果となりかねないことなどから、上記原則の例外として、特定の条項の一部について無効原因がある場合には、当該条項全体を無効とすべきであるとの考え方が提示されている。

このような考え方について、どのように考えるか。

### 4 合意による消滅時効期間等の変更に関する消費者契約の特則

債権の消滅時効に関して、当事者間の合意により法律の規定と異なる時効期間や起算点を設定することができるかについては、学説上争いがあるが、この点について、原則として合意による時効期間等の変更を認める旨の規定を設けるべきであるとの考え方などが提示されている（部会資料14-1, 第2, 2（5）（4頁））。

これに対し、消費者契約については、事業者が優越的地位を行使して消費者に不利な合意を強いる危惧が強いとして、時効期間等を合意によって変更することを認めない旨の特則を設けるべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

### 5 消費貸借に関する消費者契約の特則

消費貸借に関しては、これを諾成契約に改める考え方を前提とした上で、貸主が事業者であり借主が消費者である場合には、利息の有無などを問わず、目的物が交付されるまでは、借主は消費貸借を解除することができるとする考え方（部会資料16-1, 第1, 2（関連論点）1（1頁））、貸主が事業者であり借主が消費者で

ある場合には、借主は貸主に生ずる損害を賠償することなく、返還時期の定めのある利息付消費貸借に基づく債務の期限前弁済をすることが許されるとの特則を設けるべきであるとの考え方（部会資料16-1, 第1, 5（関連論点）（4頁））、消費者契約についていわゆる抗弁の接続の規定を設けるべきであるとの考え方（部会資料16-1, 第1, 6（4頁））が提示されている。これらの考え方について、どのように考えるか。

#### 6 貸借終了時の原状回復に関する消費者契約の特則

民法第616条において準用する同法第598条は、貸借が終了した場合には、賃借人は借用物を原状に復して、これに附属させた物を収去することができることと規定している。この規律について、原状回復義務と収去権とを区別して規定を明確化するなどとともに、原状回復義務の範囲について、賃借人が社会生活上通常の使用をした場合に生ずる賃借物件の劣化や価値の減少（通常損耗）の回復が含まれないことを条文上明記すべきであるとの考え方が提示されている（部会資料16-1, 第2, 4（2）（11頁））。この考え方を採るとしても、この旨の規定は原則として任意規定であるところ、貸借人が事業者であり賃借人が消費者である場合には、通常損耗分も賃借人の負担とする特約を無効とする旨の明文規定を設けるべきであるとの考え方も示されている（部会資料16-2, 第2, 4（2）（68頁））。このような考え方について、どのように考えるか。

#### 7 寄託者の損害賠償責任に関する消費者契約の特則

民法第661条は、寄託物の性質又は瑕疵によって生じた損害を受寄者に賠償しなければならないと規定しつつ、寄託者が過失なくその性質又は瑕疵を知らなかったときは、寄託者は損害賠償責任を負わないとしている。同条については、寄託者に無過失責任を負わせる方向で見直すべきであるとの考え方が示されており、一つの考え方として、原則として寄託者は無過失責任を負うが、受寄者が事業者であり寄託者が消費者である場合には、必ずしも寄託者が知識を有しているとは限らないため、寄託者に無過失責任を負わせるのは厳しすぎるとして、寄託者が自らの無過失を立証した場合の免责を認める考え方が提示されている（部会資料17-1, 第6, 6（1）（26頁））。このような考え方について、どのように考えるか。

#### 8 契約解釈に関する消費者契約の特則

契約の解釈については、個別的な契約の解釈指針を法定することの当否が問題とされているが、特に、約款に含まれる条項について、相手方は条項の内容形成に実質的に関与することができないことや、自ら使用した契約条項の意味が不明瞭なことに起因するリスクはその条項の使用が負うべきであることから、条項使用者不利の原則を法定すべきであるとの考え方が提示されている（部会資料19-1, 第5, 3（8頁））。これに加えて、事業者と消費者との構造的格差から、消費者が契約内容の形成に実質的に関与することができないとして、消費者契約についても、契約解釈に当たり、条項使用者不利の原則を採用すべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

#### 9 消費者売買の特則

以上のほか、消費者と事業者間の売買契約においては、消費者である買主の権利を制限したり消費者である売主の責任を加重する条項の効力に関する特則を設けるという考え方が示されている。このような考え方を採用するかどうか、また、どのような特則を設けるかを検討するに当たっては、不当条項規制（部会資料第13-1、第1（1頁以下））の内容にも留意する必要があるとされる。

### 3 事業者に関する特則

#### (1) 事業者間契約に関する特則

民法に消費者や事業者に関する特則を設けることを前提に、事業者と事業者との間の契約に適用される特則として、債務不履行に基づく催告解除や定期売買の解除の要件を一般原則に比べて緩和する旨の規定、事業者間の売買において受領拒絶等があったときの売主の自助売却の要件を緩和し、一定の場合に任意売却ができるものとする規定などを設けるべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

(参考・現行条文)

##### ○（供託）

民法第494条 債権者が弁済の受領を拒み、又はこれを受領することができないときは、弁済をすることができる者（以下この目において「弁済者」という。）は、債権者のために弁済の目的物を供託してその債務を免れることができる。弁済者が過失なく債権者を確知することができないときも、同様とする。

##### ○（供託に適しない物等）

民法第497条 弁済の目的物が供託に適しないとき、又はその物について滅失若しくは損傷のおそれがあるときは、弁済者は、裁判所の許可を得て、これを競売に付し、その代金を供託することができる。その物の保存について過分の費用を要するときも、同様とする。

##### ○（定期行為の履行遅滞による解除権）

民法第542条 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、前条の催告をすることなく、直ちにその契約の解除をすることができる。

##### ○（売主による目的物の供託及び競売）

商法第524条 商人間の売買において、買主がその目的物の受領を拒み、又はこれを受領することができないときは、売主は、その物を供託し、又は相当の期間を定めて催告をした後に競売に付することができる。この場合において、売主がその物を供託し、又は競売に付したときは、遅滞なく、買主に対してその旨の通知を発しなければならない。

2 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある物は、前項の催告をしないで競売に付することができる。

3 前二項の規定により売買の目的物を競売に付したときは、売主は、その代価を供託しなければならない。ただし、その代価の全部又は一部を代金に充当することを妨げない。

○（定期売買の履行遅滞による解除）

商法第525条 商人間の売買において、売買の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、直ちにその履行の請求をした場合を除き、契約の解除をしたものとみなす。

（補足説明）

1 民法に消費者や事業者に関する特則を設けることを前提に、事業者間の契約に適用される規定として、2以下に掲げる特則を設けるべきであるとの考え方が提示されている。

2 解除権の発生要件に関する事業者間契約の特則

民法第541条の催告解除は、判例上、必ずしも全ての債務不履行に基づいて認められるわけではないこと等を指摘して、同条による解除が認められる場面を適切に規律するため、例えば「重大な不履行（義務違反）」等の要件を設けるべきであるという考え方が提示されている（部会資料5-1, 第3, 2(1)(11頁)）。このような考え方を前提に、事業者間の契約については、解除権の発生要件の立証責任に関する一般原則を修正する考え方が提示されている。例えば、一般原則では、催告に応じないことが重大な不履行に該当する場合に債権者は契約を解除することができるとする一方で、事業者間契約の解除については、催告に応じなければ原則として契約を解除することができ、重大な契約違反に該当しないことを債務者が立証した場合に限り、解除が否定されるとの考え方が提示されている。このような考え方について、どのように考えるか。

3 事業者間の売買契約に関する特則

(1) 民法第542条は、定期行為の履行遅滞があった場合には、履行の催告をしないで解除することができる」と規定している。この特則として、商法第525条は、商人間の定期売買について、直ちに履行請求がされた場合を除いて、契約を解除したものとみなしているが、これは、解除を相手方の意思表示にかかせると、当事者の一方、特に売主は、履行と解除の両様の準備を整えなければならないという不安定な状態に置かれること、相手方が他方当事者の危険において不当な投機をする危険があることによるとされている。

これに対し、商法第525条の趣旨は商人にのみ妥当するものではないとして適用対象を事業者間の定期売買に拡大するとともに、同条によれば、履行遅滞をされた相手方が直ちに履行請求するか解除するか意思決定を強いられる一方、履行遅滞をした者が債務を免れることによってかえって利益を受ける可能性があるとして、その内容にも修正を加える考え方が提示されている。すな



わち、事業者間の定期売買について、履行を遅滞した当事者は、相手方が履行の請求と解除のいずれを選択するかを催告し、催告がなかった場合には契約が解除されたものとみなす旨の規定を設けるべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

(2) 商法第524条は、商人間の売買における買主の受領拒絶又は受領不能の場合における供託権、自助売却権について規定している。これは、民法第494条以下の規定と比較し、供託した旨の通知が発信主義とされている点、自助売却の要件としての目的物の性質に関する制限が排除され、裁判所の許可が不要である点、競売の代価の全部又は一部を代金に充当することができる点などで異なっている。

商法第524条の自助売却については、従来から、競売によることが要求されるため任意処分ができず、売主の立場からすれば機動性を欠いているとの指摘があった。

これに対し、商法第524条の趣旨は商人間の売買にのみ妥当するものではないとしてその適用対象を事業者間の売買に拡大するとともに、目的物に市場の相場がある場合には、任意売却を認めても大きな問題を生じないことを理由に、競売に代えて任意売却をすることができるという修正を加えるべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

## (2) 契約当事者の一方が事業者である場合の特則

契約の一方当事者が事業者である場合を対象として、他方当事者が消費者であるか事業者であるかを問わずに適用される特則を民法に設けるものとする考え方が提示されている。具体的には、事業者が債権者であるときの債務の履行場所について特則を設けること、事業者の行為について申込みの推定規定を設けるほか、事業者が申込みとともに受領した物品の保管義務を課する規定、契約当事者である事業者に目的物の検査義務を課し、瑕疵を知り又は知ることができた時から合理的な期間内に相手方に通知しなかった場合にはこれに基づく救済を受けられないとする規定、受任者等の役務提供者の注意義務は無償であっても軽減されないとする規定、宿泊事業者が宿泊客の物品についての特別の責任を負う旨の規定を設けるべきであるとする。

このような考え方について、どのように考えるか。

(参考・現行条文)

### ○ (弁済の場所)

民法第484条 弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは、特定物の引渡しは債権発生の際にその物が存在した場所において、その他の弁済は債権者の現在の住所において、それぞれしなければならない。

### ○ (契約の申込みを受けた者の物品保管義務)

商法第510条 商人がその営業の部類に属する契約の申込みを受けた場合におい

て、その申込みとともに受け取った物品があるときは、その申込みを拒絶したときであっても、申込者の費用をもってその物品を保管しなければならない。ただし、その物品の価額がその費用を償うのに足りないとき、又は商人がその保管によって損害を受けるときは、この限りでない。

○（債務の履行の場所）

商法第516条 商行為によって生じた債務の履行をすべき場所がその行為の性質又は当事者の意思表示によって定まらないときは、特定物の引渡しはその行為の時にその物が存在した場所において、その他の債務の履行は債権者の現在の営業所（営業所がない場合にあつては、その住所）において、それぞれしなければならない。

2 指図債権及び無記名債権の弁済は、債務者の現在の営業所（営業所がない場合にあつては、その住所）においてしなければならない。

○（買主による目的物の検査及び通知）

商法第526条 商人間の売買において、買主は、その売買の目的物を受領したときは、遅滞なく、その物を検査しなければならない。

2 前項に規定する場合において、買主は、同項の規定による検査により売買の目的物に<sup>かし</sup>瑕疵があること又はその数量に不足があることを発見したときは、直ちに売主に対してその旨の通知を発しなれば、その瑕疵又は数量の不足を理由として契約の解除又は代金減額若しくは損害賠償の請求をすることができない。売買の目的物に直ちに発見することのできない瑕疵がある場合において、買主が六箇月以内にその瑕疵を発見したときも、同様とする。

3 前項の規定は、売主がその瑕疵又は数量の不足につき悪意であった場合には、適用しない。

○商法第594条① 旅店、飲食店、浴場其他客ノ来集ヲ目的トスル場屋ノ主人ハ客ヨリ寄託ヲ受ケタル物品ノ滅失又ハ毀損ニ付キ其不可抗力ニ因リタルコトヲ証明スルニ非サレハ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

② 客カ特ニ寄託セサル物品ト雖モ場屋中ニ携帯シタル物品カ場屋ノ主人又ハ其使用人ノ不注意ニ因リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ場屋ノ主人ハ損害賠償ノ責ニ任ス

③ 客ノ携帯品ニ付キ責任ヲ負ハサル旨ヲ告示シタルトキト雖モ場屋ノ主人ハ前二項ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ス

○商法第595条 貨幣、有価証券其他ノ高価品ニ付テハ客カ其種類及ヒ価額ヲ明告シテ之ヲ前条ノ場屋ノ主人ニ寄託シタルニ非サレハ其場屋ノ主人ハ其物品ノ滅失又ハ毀損ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任セス

○商法第596条 前二条ノ責任ハ場屋ノ主人カ寄託物ヲ返還シ又ハ客カ携帯品ヲ持去リタル後一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

② 前項ノ期間ハ物品ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ客カ場屋ヲ去リタル時ヨリ之ヲ起算ス

③ 前二項ノ規定ハ場屋ノ主人ニ悪意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

(補足説明)

1 民法に消費者や事業者に関する特則を設けることを前提に，契約の一方当事者が事業者である場合に，他方当事者が消費者であるか事業者であるかを問わずに適用される規定として，2以下に掲げる特則を設けるべきであるとの考え方が提示されている。

2 履行の場所に関する事業者の特則

商法第516条は，商行為の債務の履行をすべき場所が当該商行為の性質や当事者の意思によって定まらないときは，特定物の引渡し以外の債務の履行は債権者の現在の営業所（営業所がないときは現在の住所）においてすべきことを規定している。このような規律は，債権者が事業者である場合一般に妥当するとして，特定物の引渡し以外の債務の履行は，債権者の現在の事務所（事務所がないときは現在の住所）においてすべきであるとの考え方が提示されている。このような考え方について，どのように考えるか。

3 申込みに関する事業者の特則

民法には申込みや承諾の定義規定が設けられていないため，申込み及び承諾の意義を条文中明確にすることの当否が問題とされているが，特に申込みについては，申込みの誘引との区別が不明確であるなどの問題が指摘されており，一定の場合については申込みがあったものと推定する旨の規定を設けることが提案されている（部会資料11-1，第3，2（関連論点）1（4頁））。このような推定規定の一つとして，事業者が，その事業の範囲内で，不特定の者に対して契約の内容となるべき事項を提示した場合において，提示された事項によって契約内容を確定することができるときは，その提示を申込みと推定するとの考え方があるが，どのように考えるか。

また，商法第510条は，商人がその営業の部類に属する契約の申込みとともに受け取った物品があるときはその物品を保管しなければならないと規定しているが，この趣旨は事業者がその事業の範囲内で契約の申込みを受けた場合一般にも妥当するとして，この場合について商法第510条と同様の規律を設けるべきであるとの考え方が提示されているが，どのように考えるか。

4 事業者買主等の検査・通知義務

(1) 商法第526条は，商人間の売買における買主は，目的物の受領後遅滞なくその物を検査する義務を負うとともに，瑕疵又は数量不足を発見したときは直ちにその旨を通知する義務を負い，通知義務を怠ったときはこれを理由とする救済を受けられないと規定している。この規定の合理性は，買主に営利性があるかどうかではなく，取引社会で要請される専門性や迅速性に対応する能力を備えていることによって支えられているから，事業者である買主がその事業の範囲内で行った売買契約一般にも妥当するとして，このような売買契約の買主は，

目的物の受領から相当な期間内に瑕疵の有無について検査しなければならないものとすべきであるとの考え方が示されている。

また、売買の目的物に瑕疵があった場合の一般的な規律として、買主は目的物に瑕疵があることを知った時から契約の性質に従い合理的な期間内に売主に通知する義務を負うものとし、これを怠った場合には瑕疵に基づく救済を受けられないとする考え方が示されている（部会資料15-1, 第2, 2(6)(5頁)）が、買主が事業者である場合は、上記の検査義務を前提に、瑕疵を通知すべき期間を、瑕疵を知った時からではなく、瑕疵を発見し又は発見すべきであった時から起算し、かつ、通知すべき期間は商法第526条第2項の「直ちに」を「遅滞なく」と改めるべきであるとの考え方が提示されている。

これらの考え方について、どのように考えるか。

- (2) 請負契約についても、売買契約と同様に、注文者が事業者であるときは、仕事の目的物を受領する際に、相当の期間内に目的物が契約内容に適合することを確認、検査する義務を課し、このような義務を前提として、注文者が瑕疵を知った時ではなく、瑕疵を知り又は知ることができた時から当該契約の性質に応じて合理的な期間内にその旨を請負人に通知しなかった場合には、瑕疵に基づく損害賠償等を請求することができないとする考え方が提示されている。このような考え方について、どのように考えるか。
- (3) 賃貸借の目的物の用法違反に基づく損害賠償等について、特段の用法違反なく賃借物を返還したと信じている賃借人を保護するため、賃貸人が目的物の損傷を知った時から契約の性質に従い合理的な期間内にその旨を賃借人に通知する義務を課し、これを怠った場合には損害賠償等の請求をすることができないものとすべきであるとの考え方が提示されている（部会資料16-1, 第2, 4(3)ア(12頁)）が、賃貸人が事業者である場合には、瑕疵を通知すべき期間を、目的物の損傷を知った時からではなく、目的物に損傷があることを知り又は知ることができた時から起算すべきであるとの考え方が提示されている。このような考え方について、どのように考えるか。
- (4) 寄託契約について、返還された寄託物に損傷又は一部滅失があることを寄託者が知った場合には、当該契約の性質に応じて合理的な期間内にその旨を受託者に通知しなければ、寄託者は損害賠償請求権を行使することができないとする考え方が提示されている（部会資料17-1, 第6, 7(26頁)）が、寄託者が事業者である場合には、瑕疵を通知すべき期間を、損傷又は一部滅失があることを知った時からではなく、それを知り又は知ることができた時から起算すべきであるとの考え方が提示されている。このような考え方について、どのように考えるか。

## 5 役務提供者が事業者であるときの基本的義務の内容

役務提供型契約の受皿規定を設けるとの考え方を採る場合に、役務提供者が目的又は結果を実現する合意がない場合の役務提供者の基本的な義務として、契約の目的又は結果の実現に向けて善良な役務提供者に通常期待される注意義務を負

うものとするべきであるとの考え方が提示されている（部会資料17-1，第4，2（頁））。このような考え方から，役務提供契約が無償である場合には役務提供者の注意義務は軽減されるとしつつ（部会資料17-2，第4，2（58頁）），事業者がその事業の範囲内で役務提供を行う場合には，無償であっても，原則に従い善良な役務提供者に通常期待される注意義務を負うとの考え方が併せて示されている。このような考え方について，どのように考えるか。

#### 6 宿泊事業者の責任

商法第594条以下の規定は，場屋営業者の責任として，客から寄託を受けた物品の滅失又は毀損については不可抗力を証明しない限り責任を負うこと（厳格責任），客から寄託を受けなかった物品の滅失又は毀損については過失責任を負うことなどを規定している。

これらの規定について，諸外国では民法の中に宿泊営業者の寄託責任について規律を設ける例が多いことなども考慮し，その内容に一定の修正を加えた上で適用対象を宿泊事業者に限定した規定を民法に置くべきであるとの考え方が提示されている。具体的には，宿泊事業者が宿泊客から寄託を受けた物品については，厳格責任を負うという商法第594条第1項と同様の規律を設けるほか，高価品について損害賠償額を制限するには宿泊事業者が価額の明告を求めたことが必要であること，正当な理由なく保管の引受けを拒絶した物品についても寄託を受けた物品と同様の厳格責任を負うことなどを規定すべきであるとの考え方が提示されている。また，寄託を受けなかった物品については，賠償額を制限しつつ厳格責任を負うとする案や，現行法の規律と同様に過失責任とする案などが示されている。

これらの考え方について，どのように考えるか。

#### (3) 事業者が行う一定の事業について適用される特則

営利を目的としないため商法の適用がないとされている主体にも，実質的には商人と同様の事業を行うものがあり，商法の規定の中にはこれらの主体に適用するのが合理的であると考えられる規定があると言われている。他方，これらの規定の中には事業者が行う事業一般に適用するのでは適用対象が広すぎると考えられるものもある。そこで，反復継続する事業であって，収支が相償うことを目的として行われているものを指す「経済事業」という概念を設け，これによって事業者に適用される規定の適用範囲を画する考え方が提示されている。具体的には，一定の場面で事業者が経済事業の範囲内で債務を負担したときは原則として債権者に対して連帯して債務を負担するとする規定，事業者が経済事業の範囲内で受任者等になった場合には有償が原則であるとする規定，事業者が経済事業の範囲内で受寄者となった場合は無償であっても注意義務が軽減されないとする規定などを設けるべきであるとの考え方が提示されているが，どのように考えるか。

(参考・現行条文)

○ (特定物の引渡しの場合の注意義務)

民法第400条 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。

○ (無償受寄者の注意義務)

民法第659条 無報酬で寄託を受けた者は、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、寄託物を保管する義務を負う。

○ (多数当事者間の債務の連帯)

商法第511条 数人の者がその一人又は全員のために商行為となる行為によって債務を負担したときは、その債務は、各自が連帯して負担する。

2 保証人がある場合において、債務が主たる債務者の商行為によって生じたものであるとき、又は保証が商行為であるときは、主たる債務者及び保証人が各別の行為によって債務を負担したときであっても、その債務は、各自が連帯して負担する。

○ (報酬請求権)

商法第512条 商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる。

○ (利息請求権)

商法第513条 商人間において金銭の消費貸借をしたときは、貸主は、法定利息(次条の法定利率による利息をいう。以下同じ。)を請求することができる。

2 商人がその営業の範囲内において他人のために金銭の立替えをしたときは、その立替えの日以後の法定利息を請求することができる。

○ (売主による目的物の供託及び競売)

商法第524条 商人間の売買において、買主がその目的物の受領を拒み、又はこれを受領することができないときは、売主は、その物を供託し、又は相当の期間を定めて催告をした後に競売に付することができる。この場合において、売主がその物を供託し、又は競売に付したときは、遅滞なく、買主に対してその旨の通知を発しなければならない。

2 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある物は、前項の催告をしないで競売に付することができる。

3 前二項の規定により売買の目的物を競売に付したときは、売主は、その代価を供託しなければならない。ただし、その代価の全部又は一部を代金に充当することを妨げない。

○ (定期売買の履行遅滞による解除)

商法第525条 商人間の売買において、売買の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、直ちにその履行の請求をした場合を除き、契約の解除をし

たものとみなす。

○商法第593条 商人カ其營業ノ範囲内ニ於テ寄託ヲ受ケタルトキハ報酬ヲ受ケサルトキト雖モ善良ナル管理者ノ注意ヲ為スコトヲ要ス

(補足説明)

- 1 商人概念は営利性を本質としているため、明確に営利性がある主体以外に商法の規定を適用することは困難であるとされている。また、弁護士など専門的職業活動を行う者にも商法の規定は適用されないとされてきた。しかし、営利性を目的としているのではないが実質的に商人と同様の事業を行っている主体も存在するほか、弁護士などの専門的職業活動を行う者も、一般的には有償の事業活動を行うものと見ることができると言われている。また、商法の規定の中には、例えば報酬請求権に関する同法第512条など、必ずしも営利を目的とするとはいえない者にも適用するのが合理的であると考えられるものが存在すると指摘されている。

一方、これらの規定は、民法に事業者という概念を設け、これに関する特則を規定することとしたとしても、事業者一般に適用するのでは、その適用の対象が広すぎると考えられる。

そこで、事業者の行為のうち一定のものに限って適用する必要がある場合にその適用範囲を限定する概念として、「経済事業」という概念を設ける考え方が提示されている。これは、反復継続する事業であって、積極的に経済的利益を上げることまでは目指さなくとも、少なくとも収支が相償うことを目的として行われているものを「経済事業」と称し、事業者が行う「経済事業」について2以下に掲げる特則を適用すべきであるとの考え方である。このような考え方について、どのように考えるか。

## 2 債務の連帯に関する経済事業の特則

- (1) 商法第511条第1項は、数人の者がその1人又は全員のために商行為となる行為によって債務を負担したときは、その債務は連帯債務になることを規定する。この適用対象を限定し、組合員の全員が事業者であって、それらの共同事業として組合の事業が行われる場合には、組合員は債務者に対して連帯債務を負う旨の規定を設けるべきであるとの考え方が示されている（部会資料18-1, 第1, 3（補足説明）4（12頁））が、どのように考えるか。

なお、同項については、取引の安全を図る必要性は商取引のみならず民事取引一般に妥当するとして、数人が一個の行為によって債務を負担した場合には広く連帯債務の成立を認めるべきであるとの考え方も示されている（部会資料18-1, 第1, 2（2）ア（関連論点）（2頁以下））。

- (2) 民法上、保証は連帯保証でない通常の保証が原則であるが、商法第511条第2項は、この特則として、債務が主たる債務者の商行為によって生じたとき又は保証が商行為であるときは、保証人は債権者に対して連帯して債務を負担すると規定している。同条にいう「保証が商行為であるとき」は、保証人にと

って商行為である場合だけではなく、債権者にとって商行為性がある場合を含むというのが判例（大判昭和14年12月27日民集18巻1681頁）であるが、商人でない者が明確な意識のないまま連帯保証債務を負うのは妥当でないとして、学説上は、同条の適用範囲を保証人にとって商行為である場合に限定する見解が支配的である。

そこで、同条の適用対象を拡大しつつ、学説の指摘を踏まえて修正を加え、事業者がその経済事業の範囲内で保証をしたときについては連帯保証とするとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

### 3 委任等の有償性に関する経済事業の特則

- (1) 民法上、委任は無償が原則であるとされ、委任契約に関する規定が準用される寄託契約も無償が原則であるとされている。これに対し、商法第512条は、商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる」と規定している。

同条の適用範囲を拡大し、事業者が経済事業の範囲内において相手方のために役務を提供することを約したときは、有償性が推定され、相手方は役務に対して相当な報酬を支払うことを約したことが推定されるという規定を設けるべきであるとの考え方が提示されている。このような規定は、委任及び寄託のほか、役務提供型契約の受皿規定を設けることとする場合には、これについても適用されることが想定されている。

なお、委任については、無償性の原則を見直すべきであるとの考え方が提示されているが（**部会資料17-1, 第3, 1**（関連論点）2（8頁））、このような考え方が採用されるとしても、報酬支払の合意は受任者が立証しなければならないところ、事業者が経済事業の範囲内で役務を提供する場合には報酬支払の合意が推定される点で、特則としての性質が失われるわけではない。

このような考え方について、どのように考えるか。

- (2) 民法上、消費貸借は無利息が原則であるとされ、この原則を条文上明示すべきであるとの考え方も示されている（**部会資料16-1, 第1, 3**（3頁））。これに対し、商法第513条は、商人間において金銭の消費貸借をしたときは、貸主は法定利息を請求することができる」としている。

同条の適用範囲を拡大し、事業者間において、貸主の経済事業の範囲内で金銭の消費貸借がされた場合には、民法の無利息消費貸借の原則に対する特則として、特段の合意がない限り利息を支払わなければならない旨の規定を設けるべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

### 4 受寄者の保管に関する注意義務の特則

民法第659条は、無償寄託の受寄者は自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって寄託物を保管する義務を負う」と規定している。他方、有償寄託の受寄者の注意義務について定めた規定はないが、同法第400条の規定から、善管注意義務を負うとされている。これらの民法上の原則に対し、商法第593条は、商人である受寄者は無償寄託の受寄者も含めて善管注意義務を負う」と規定してい



る。

この商法第593条の適用対象を拡大し、事業者がその経済事業の範囲内において寄託を受けたときには受寄者は善管注意義務を負うとすべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

## 第2 規定の配置

全5編という民法典の編の構成は維持することを前提とした上で、民法のうち債権関係の規定の見直しに伴い、これらの規定の配置についても見直すべきであるという考え方がある。

具体的な提案としては、これまでの個別論点の検討において議論されたもののほか、

- ① 第1編第5章（法律行為）の規定を、第3編債権に置くべきであるという考え方
  - ② 第1編第7章（時効）の規定のうち債権の消滅時効に関するものを、第3編債権に置くべきであるという考え方
  - ③ 第3編債権のうち第1章の債権総則と第2章第1節の契約総則の各規定を、契約に関する規定をまとめるという観点から統合して再編するという考え方
  - ④ 第3編第1章第1節（債権の目的）の規定を、この編の冒頭に一括して配置する必要はなく、適切な場所に配置し直すべきであるという考え方
  - ⑤ 第3編第2章第2節以下に規定された典型契約の配列について、同種の契約類型内においては有償契約を先に規定すべきであるという考え方
- などが示されているが、どのように考えるか。

また、これらの点も含めて、民法のうち債権関係の規定の配置について、留意すべき点はあるか。

(参照・民法の目次(抄))

第一編 総則	第一款 債務不履行の責任等	第三款 契約の解除
第一章 通則	第二款 債権者代位権及び	第二節 贈与
第二章 人	詐害行為取消権	第三節 売買
第三章 法人	第三節 多数当事者の債権及	第四節 交換
第四章 物	び債務	第五節 消費貸借
第五章 法律行為	第一款 総則	第六節 使用貸借
第一節 総則	第二款 不可分債権及び不	第七節 賃貸借
第二節 意思表示	可分債務	第八節 雇用
第三節 代理	第三款 連帯債務	第九節 請負
第四節 無効及び取消し	第四款 保証債務	第十節 委任
第五節 条件及び期限	第四節 債権の譲渡	第十一節 寄託

第六章 期間の計算	第五節 債権の消滅	第十二節 組合
第七章 時効	第一款 弁済	第十三節 終身定期金
第一節 総則	第二款 相殺	第十四節 和解
第二節 取得時効	第三款 更改	第三章 事務管理
第三節 消滅時効	第四款 免除	第四章 不当利得
第二編 物権	第五款 混同	第五章 不法行為
第三編 債権	第二章 契約	第四編 親族
第一章 総則	第一節 総則	第五編 相続
第一節 債権の目的	第一款 契約の成立	
第二節 債権の効力	第二款 契約の効力	

(補足説明)

今回の民法（債権関係）の見直しにおいては、第2編物権、第4編親族及び第5編相続は、基本的に検討の対象外である。

しかし、民法のうち債権関係の規定の見直しに伴って、これらの規定の配置を再検討するかどうかは、問題となり得る。規定の配置については、これまでの債権関係の規定に関する個別論点の検討において、既に議論されたものも少なくない。例えば、第3編第1章第2節（債権の効力）に置かれている履行の強制の規定（民法第414条）については、物権的請求権の実現方法等にも共通する規範であるため、第1編総則に配置することが望ましいという問題意識が示され、また、第3編第2章第3節（売買）に置かれている売買の一方の予約の規定（同法第556条）等については、有償契約の総則規定としての性質を有するため、その性質にふさわしい場所に配置すべきであるといった問題意識が示されるなどしている。

規定の配置については、これまでの会議で議論された問題点のほか、例えば、次の①から⑤までのような問題意識が示されている。このうち、①から③までの問題意識は、契約に関する規定が様々な箇所に分散して配置されている民法典の編成を改めて、契約に関する規定群を可能な限りひとまとめにすることで、契約に関する規定の一覧性を高めるべきではないかという共通の問題意識に基づくものとされている。

#### ① 法律行為（第1編第5章）

民法第1編第5章の法律行為に関する規定（心裡留保、虚偽表示、錯誤、詐欺、強迫、代理等）については、現在の民法と同様、第1編総則に配置すべきであるという考え方が示されている（参考資料1 [検討委員会試案]・15頁、参考資料2 [研究会試案]）。法律行為は契約のみならず単独行為なども含む概念であること、法律行為に関する規定の適用対象が第3編債権に限られないことなどを理由とするものである。

これに対して、法律行為に関する規定を第3編債権に置くべきであるという考え方も示されている（参考資料1 [検討委員会試案]・15頁）。法律行為に関する規定は、主に契約を想定したものであるため、契約に即して規定する方が、契約に関する規定の全体像の一覧性が高まり、法律行為に関する規定も理解しやすくなるこ

となどを理由とするものである。

もつとも、この考え方に基づき、法律行為に関する規定を具体的にどのように配置するかについては、様々な考え方があり得る。例えば、a) 法律行為に関する規定を契約に関する規定に組み換えた上で債権編のみに置く、b) 法律行為に関する規定のまま債権編のみに置く、c) 法律行為に関する原則的な規定を総則編に置き、実体的な規定を債権編に置く、d) 法律行為一般を対象とする規定を総則編に置き、契約を対象とする規定を債権編に置く、e) 法律行為に関する規定を総則編に置くと共に、債権編にも重ねて置くといった可能性が示されている。

a) の方法は、フランス、スペイン、スイス、イタリア等が採る方法に近く、近時、日本が法整備支援を行ったカンボジアでもこの方法が採用されたと指摘されている。これに対しては、法律行為という概念が、意思表示を構成要素とする行為を基軸として法の世界を把握するための原理的概念であり、契約だけでなく単独行為等も併せて論ずることを可能にする有用なものであるとして、仮に契約に即して規定する場合でも、法律行為概念を維持する工夫が必要であるとの指摘もされている。b) の方法は、パンデクテン方式の体系性に過度に執着する必要はないと考えるものであるが、体系的な明確性を重視する観点からの批判もあり得る。c) の方法は、平成18年に第1編第3章(法人)が抜本的に改正され、法人に関する原則的な規定のみが民法第1編総則に置かれ、その他の規定が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に置かれたことを参考にするものであり、現在の総則編の構成を維持し、法律行為という有用な概念を明示することができる利点があるとの指摘がされている。d) の方法は、詐欺・強迫に関する規定を財産法総則に置き、錯誤に関する規定を債務法総則中の契約総則に置いているオランダ民法を参考にするものであり、錯誤を契約関係の中で捉える理解からは理論的に整合的とされるが、規定の一覧性が損なわれるとの指摘がされている。e) の方法は、例えば、公序良俗に関する規定を総則編に置くとともに、債権編にこれを具体化した規定を置くことなどが考えられるとしている。

## ② 債権の消滅時効(第1編第7章第1節及び第3節)

第1編第7章第1節の時効総則の規定及び同章第3節消滅時効の規定のうち、債権の消滅時効に関するものについては、これらが債権の消滅(第3編第1章第5節)に関する重要な規定であることなどから、第3編債権に置くべきであるという考え方が示されている(参考資料1 [検討委員会試案]・14頁)。この立場からは、民法が第1編総則に取得時効と消滅時効(特に債権の消滅時効)を併せて規定し、その共通規定を同編第7章第1節(総則)に括りだしている点に対して、所有権の取得と債権の消滅という異質な制度をあえて共通に規定することで、それぞれの特性を理解しにくくしているとか、時効総則に規定された中断事由(民法第147条以下)の中には専ら債権の消滅時効に適用される規定が置かれている一方で、同法第164条のように取得時効固有の中断事由は同章第2節(取得時効)に規定されているなど、時効に関する規定のパンデクテン方式による配置は必ずしも成功していないなどといった指摘がされている。また、比較法的にも取得時効と消滅時効を分

けて規定する立法例が多く、これまで日本と同様に取得時効と消滅時効を併せて規定していたフランスにおいても、近時の改正によりこれを別々の章に規定したとの指摘もされている。この考え方からは、さらに、取得時効に関する規定及び債権以外の財産権の消滅時効に関する規定は、物権との関連性が強いから、これらを第2編物権に置くことを併せて提案するものもある。また、債権の消滅時効の効果について、権利が消滅するという構成ではなく履行拒絶権という構成を採用する場合（部会資料14-1第2, 4(1)参照）には、債権の消滅時効の独自性が高まり、これを債権以外の財産権の消滅時効と一体のものとして規定する意義は乏しくなるとの指摘もされている。

これに対し、債権の消滅時効に関する規定のみを第1編総則から分離することは望ましくなく、債権以外の財産権の消滅時効に関する規定と共に第1編総則に存置すべきであるという考え方も示されており、立法提案としても、現在の民法と同様、時効に関する規定を一括して第1編総則に置くべきである考え方が示されている（参考資料2 [研究会試案]）。

### ③ 債権総則（第3編第1章）と契約総則（同編第2章第1節）の関係

債権総則（第3編第1章）の規定と契約総則（同編第2章第1節）の規定の関係については、契約に関する規定群を一つにまとめて一覽性を高めるという観点から、これらを統合して再編すべきであるという考え方が示されている（参考資料1 [検討委員会試案]・15頁）。この考え方は、民法が契約に関する規定を、契約各則（同章第2節以下）、契約総則（同章第1節）、債権総則（同編第1章）、総則編（第1編）の4か所に分けて配置しているため、実質的な意味での契約法の一覽性が大きく阻害されているとして、国民の日常生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を可能な限り1か所に集中させるべきであるとする。この考え方からは、債権総則の規定は法定債権（第3編第3章から第5章まで）にも適用されるため、債権総則と契約総則を統合するに当たっては、統合した規定のうち必要なものが法定債権にも適用ないし準用されることに配慮して規定する必要があるとの指摘もされている。

これに対して、債権総則と契約総則を区分する現在の構成を維持すべきであるという考え方も示されている（参考資料2 [研究会試案]）。契約債権と法定債権の両者に等しく適用される規定群としての債権総則の意義や、パンデクテン体系を維持することの利点等を重視する考え方と見られる。

### ④ 債権の目的（第3編第1章第1節）

第3編第1章第1節の節名である「債権の目的」とは、一般に、債権の内容を意味するものとされている。しかし、同節に置かれた規定は、主として物の給付を内容とする債務を想定したものであって、総則的な規定として不十分であり、結局、「債権の目的」の規定は、沿革的な経緯からひとまとめにされた補充規定にすぎないと指摘されている。

そこで、同節に置かれた規定については、これを債権編の冒頭に一括して置く必要はなく、個々の規定の要否・内容を検討して、適切な場所に配置し直すべきであるという考え方が示されている（参考資料1 [検討委員会試案]・125頁）。この

考え方は、具体的な配置案としては、同節の規定中なお存置すべきものの多くを「契約に基づく債権の種類」という款にまとめ、「契約の内容」という節の中に置くことを提示している。

また、別の立法提案でも、上記と同様に、これらの規定を債権編の冒頭に置くのは適切でないとして、債権総則中に「債権の種類」という節を設け、債務不履行による損害賠償等の規定を含む「通則」の次に配置するという考え方が示されている（参考資料2 [研究会試案]・163頁）。

⑤ 典型契約（第3編第2章第2節以下）

民法は、典型契約の配列について、財産権移転型契約（贈与、売買、交換）、貸借型契約（消費貸借、使用貸借、賃貸借）等、同種の契約類型をまとめた上で、その契約類型内では無償契約を有償契約より先に規定しているが、このような同種の契約類型内の配列については、有償契約を先に規定すべきであるという考え方が示されている（参考資料1 [検討委員会試案]・266頁以下、参考資料2 [研究会試案]・197頁以下）。現代の取引社会において果たす役割は、無償契約よりも有償契約の方が大きいにもかかわらず、民法では、賃貸借において使用貸借の規定を準用する同法第616条のように、先に規定される無償契約の規定を有償契約において準用するなど、有償契約の規律の一覧性が阻害されているとするものである。

典型契約については、ほかにも、同種の契約類型毎に「所有権移転契約」、「物の利用契約」等の表題を付けて階層化を図るべきであるとする考え方（参考資料2 [研究会試案]・197頁等）が示されている。また、役務提供型契約（雇用、請負、委任、寄託）の配列に関して、雇用は、使用従属性を前提としない労務供給契約の一般規範としての性格を有するという起草当時の想定と異なり、現在では使用従属性の要素が取り込まれて理解されている上、労働契約法等の整備により、雇用に関する規定の適用場面が限られてきているなどとして、これを役務提供型契約の最後に配置するという考え方も示されている（参考資料1 [検討委員会試案]・389頁）。なお、役務提供型契約に関しては、部会資料17-1（後注・関連論点）（31頁）記載のとおり、各種の役務提供型契約に共通する規定を括り出し、これらの規定群を、各種の役務提供型契約に適用される総則的規定であるとともに、各種の役務提供型契約に該当しない役務提供型契約に直接適用される規定としてひとまとまりにして、各種典型契約の冒頭に配置すべきであるという考え方も示されている（参考資料1 [検討委員会試案]・357頁以下）。

（比較法）

○ドイツ民法

第1編 総則

第1章 人

第1節 自然人、消費者、事業者（1条～14条）

第2節 法人（21条～89条）

第2章 物、および、動物（90条～103条）

### 第3章 法律行為

第1節 行為能力 (104条～185条)

第2節 意思表示 (116条～144条)

第3節 契約 (145条～157条)

第4節 条件、および、期限 (158条～163条)

第5節 代理、および、代理権 (164条～181条)

第6節 事前の同意、および、追認 (182条～185条)

### 第4章 期間 (186条～193条)

### 第5章 消滅時効

第1節 消滅時効の対象、および、期間 (194条～225条)

第2節 消滅時効の停止、進行停止、および、再開 (203条～213条)

第3節 消滅時効の効果 (214条～218条)

### 第6章 権利濫用、自力防衛、自力救済 (226条～231条)

### 第7章 担保の供与 (232条～240条)

## 第2編 債務関係法

### 第1章 債務関係の内容

第1節 給付義務 (241条～292条)

第2節 債権者の遅滞 (293条～304条)

### 第2章 普通取引約款による法律行為に基づく債務関係の形成 (305条～310条)

### 第3章 契約に基づく債務関係

第1節 成立、内容、および、終了

第1款 成立 (311条～311c条)

第2款 特別の販売形態 (312条～312f条)

第3款 契約の改訂、および、終了 (313条～314条)

第4節 一方的な給付決定権 (315条～319条)

第2節 双務契約 (320条～326条)

第3節 第三者に対する給付の約束 (328条～335条)

第4節 手付、違約罰 (336条～345条)

第5節 解除、消費者契約における撤回権、および、返還権

第1款 解除 (346条～354条)

第2款 消費者契約における撤回権、および、返還権 (355条～359条)

### 第4章 債務関係の消滅

第1節 履行 (362条～371条)

第2節 供託 (372条～386条)

第3節 相殺 (387条～396条)

第4節 免除 (397条)

### 第5章 債権の譲渡 (398条～413条)

### 第6章 債務引受け (414条～418条)

### 第7章 複数の債務者および債権者 (420条～432条)

## 第8章 個別の債務関係

### 第1節 売買、交換

第1款 総則 (433条～480条)

第2款 特殊な売買

第1目 試味売買 (454条～455条)

第2目 買戻し (456条～462条)

第3目 先買 (463条～473条)

第3款 消費動産売買 (474条～479条)

第4款 交換 (480条)

第2節 一時的居住権契約 (481条～487条)

第3節 消費貸借契約、事業者と消費者の間の金融支援および割賦供給契約

第1款 消費貸借契約

第1目 総則 (488条～490条)

第2目 消費者消費貸借契約の特則 (491条～505条)

第2款 事業者と消費者の間の金融支援 (506条～509条)

第3款 事業者と消費者の間の割賦供給契約 (510条)

第4款 強行法規性、開業者への適用 (511条、512条)

第4節 贈与 (516条～534条)

第5節 使用貸借契約、用益貸借契約

第1款 使用貸借関係に関する総則 (535条～548条)

第2款 住居に関する使用貸借関係

第1目 総則 (549条～555条)

第2目 賃料

第1 Unterkapitel 賃料に関する約定 (556条～556 bb条)

第2 Unterkapitel 賃料額に関する規制 (557条～561条)

第3目 貸借人の質権 (562条～562 d条)

第4目 契約当事者の交代 (563条～567 b条)

第5目 使用貸借の終了

第1 Unterkapitel 総則 (568条～572条)

第2 Unterkapitel 期限の定めのない使用貸借 (573条～574 c条)

第3 Unterkapitel 期限の定めのある使用貸借 (575条～575 a条)

第4 Unterkapitel 社宅 (576条～576 b条)

第6目 貸借住居に対する住居所有権の設定に関する特則 (577条～577 a条)

第3款 他の物の使用貸借関係 (578条～580 a条)

第4款 用益貸借契約 (581条～584 b条)

第5款 農地用益貸借契約 (585条～597条)

第6節 使用貸借 (598条～606条)

第7節 物品消費貸借 (607条～609条)

第8節	雇用契約	(611条～630条)
第9節	請負契約、および、類似の契約	
第1款	請負契約	(631条～651条)
第2款	旅行契約	(651a条～651m条)
第10節	仲立契約	
第1款	総則	(652条～655条)
第2款	事業者と消費者の間の消費貸借仲立契約	(655a条～655e条)
第3款	婚姻仲立	(656条)
第11節	懸賞広告	(657条～661a条)
第12節	委任、事務処理契約、および、決済サービス	
第1款	委任	(662条～674条)
第2款	事務処理契約	(675条～675b条)
第3款	決済サービス	
第1目	総則	(675c条～675e条)
第2目	決済サービス契約	(675f条～675i条)
第3目	決済サービス契約の実行、および、利用	
第1 Unterkapitel	決済取引の権限認証:決済認証	(675j条～675m条)
第2 Unterkapitel	決済取引の執行	(675n条～675t条)
第3 Unterkapitel	責任	(675u条～676c条)
第13節	事務管理	(677条～687条)
第14節	寄託	(688条～700条)
第15節	宿主による物の賠償	(701条～704条)
第16節	組合	(705条～740条)
第17節	共同関係	(741条～758条)
第18節	終身定期金	(759条～761条)
第19節	不完全債務	(762条～763条)
第20節	保証	(765条～778条)
第21節	和解	(779条)
第22節	債務約束、債務承認	(780条～782条)
第23節	指図	(783条～792条)
第24節	無記名債務証券	(793条～808条)
第25節	物の呈示	(809条～811条)
第26節	不当利得	(812条～822条)
第27節	不法行為	(823条～853条)
第3編	物権法	
第1章	占有	(854条～872条)
第2章	土地の権利に関する総則	(873条～902条)
第3章	所有権	(903条～1011条)



- 第4章 役権 (1018条~1093条)
- 第5章 先買権 (1094条~1104条)
- 第6章 物的負担 (1105条~1112条)
- 第7章 抵当権、土地債務、定期土地債務 (1113条~1203条)
- 第8章 物、および、権利に対する質権 (1204条~1296条)

#### 第4編 家族法

- 第1章 民事婚 (1297条~1588条)
- 第2章 血族関係 (1589条~1772条)
- 第3章 後見、法的世話、保護 (1773条~1921条)

#### 第5編 相続法

- 第1章 相続順位 (1922条~1941条)
- 第2章 相続人の法的地位 (1942条~2063条)
- 第3章 遺言 (2064条~2273条)
- 第4章 相続契約 (2274条~2302条)
- 第5章 遺留分 (2303条~2338条)
- 第6章 相続欠格 (2339条~2345条)
- 第7章 相続放棄 (2346条~2352条)
- 第8章 相続証書 (2353条~2370条)
- 第9章 相続財産の売却 (2371条~2385条)

#### ○オーストリア民法

##### 序 民法全般について (1条~14条)

##### 第1編 人に関する法

- 第1節 人的特質、および、人的関係に関する法 (15条~43条)
- 第2節 婚姻法 (44条~100条) (101条~136条削除)
- 第3節 親子間の権利 (137条~186a条)
- 第4節 他人の世話、管理、後見 (187条~283条) (284条削除)

##### 第2編 財産に関する法

##### 財産、および、その法的区分 (285条~308条)

##### 第1章 物的権利

- 第1節 占有 (309条~352条)
- 第2節 所有権 (353条~379条)
- 第3節 先占による所有権の取得 (380条~403条)
- 第4節 増加による所有権の取得 (404条~422条)
- 第5節 譲渡による所有権の取得 (423条~446条)
- 第6節 質権 (447条~471条)
- 第7節 役権 (472条~530条)
- 第8節 相続権 (531条~551条)
- 第9節 最終意思の表示全般、および、とりわけ遺言 (552条~603条)

第10節	後位相続、および、信託遺贈	(604条~646条)
第11節	遺贈	(647条~694条)
第12節	最終意思の制限と取消し	(695条~726条)
第13節	法定相続	(727条~761条)
第14節	遺留分、および、遺留分・相続分への算入	(762条~796条)
第15節	遺産の取得	(797条~824条)
第16節	共有、および、その他の物的権利	(825条~858条)
第2章 人的財産権		
第17節	契約、および、法律行為全般	
	人的財産権の基礎付け	(859条)
	懸賞広告	(860条~860b条)
	契約の締結	(861条~864a条)
	有効な契約の要件	
	1. 人の能力	(865条~867条) (866条削除)
	2. 真の同意	(869条~877条)
	3. 実現可能性、および、適法性	(878条~880a条)
	第三者のためにする契約	(881条~882条)
	契約の方式	(883条~886条) (887条削除)
	共同の債務または債権	(888条~890条)
	共同連帯債権債務	(891条~896条)
	契約に関する付随規定	
	1. 条件	(897条~900条)
	2. 動機	(901条)
	3. 履行の時期、場所、方法	(902条~907条)
	4. 手付金	(908条)
	5. 解約金	(909条~911条)
	6. 付随費用	(912条~913条)
	契約に関する解釈規定	(914条~916条)
	有償契約、および、有償行為に関する一般規定	(917条~921条)
	瑕疵担保	(922条)
	瑕疵担保が認められる場合	(923条)
	瑕疵の推定	(924条~930条)
	瑕疵担保の要件	(931条)
	瑕疵担保に基づく権利	(932条~932a条)
	瑕疵担保に基づく権利の消滅	(933条)
	損害賠償請求	(933a条)
	特別の償還請求	(933b条)
	二分の一を超える価値下落に基づく損害賠償	(934条~935条)
	将来の契約締結の合意	(936条)

抗弁の放棄 (937条)

#### 第18節 贈与

贈与 (938条)

遺棄が贈与となる場合 (939条)

報酬としての贈与 (940条～941条)

負担付き贈与 (942条)

贈与契約の方式 (943条)

贈与の範囲 (944条)

贈与者の責任範囲(他人物贈与) (945条)

贈与の撤回不可能性 (946条)

例外

1. 無資力 (947条)

2. 忘恩行為 (948条、494条)

3. 扶養義務の縮小 (950条)

4. 遺留分 (951条、952条)

5. 債権者 (953条)

6. 贈与契約締結後の子の出生 (954条)

相続されない贈与 (955条)

死亡時の贈与 (956条)

#### 第19節 寄託

寄託契約 (957条、958条)

消費貸借または使用貸借契約での寄託 (959条)

代理権授与に伴う寄託 (960条)

受託者の義務、および、権利 (961条～966条)

寄託者の義務、および、権利 (967条)

係争物の保管人 (968条)

受寄者の報酬請求権 (969条)

旅客宿泊 (970条～970c条)

#### 第20節 使用貸借

使用貸借契約 (971条)

借主の権利、および、義務

1. 使用関連 (972条)

2. 返還関連 (973条～977条)

3. 毀損関連 (978条～980条)

4. 維持費関連 (981条)

相互請求の制限 (982条)

#### 第21節 消費貸借

消費貸借 (983条)

消費貸借契約の種類 (984条)

価値の増減	(985条)
消費貸借契約の期間および終了	(986条)
消費貸借契約の特別解約告知	(987条)
信用契約	(988条)
信用契約の期間および終了	(989条)
信用供与者の解約告知権に関する合意の無効	(990条)
信用返済の拒絶	(991条)
利息、および、複利	(1000条)(992条~999条、1001条削除)
第22節 委任 (Bevollmächtigungsvertrag)、および、その他の事務処理	
委任契約	(1002条、1003条)
有償または無償での委任	(1004条)
口頭または書面による委任	(1005条)
制限された委任、または、無制限の委任	(1007条~1008条)
受任者の権利、および、義務	(1009条~1013条)
委任者の権利、および、義務	(1014条~1016条)
第三者との関係	(1017条~1018条)
撤回による契約の解消	(1020条)
当事者の死亡	(1022条~1023条)
当事者の破産	(1024条)
義務の存続期間	(1025条~1026条)
役員者に対する黙示の委任	(1027条~1033条)
裁判所による、または法律上の委任	(1034条)
事務管理	(1035条)
緊急事務管理	(1036条)
他人の利益ための事務管理	(1037条~1039条)
他人の意思に反する事務管理	(1040条)
他人のためにする財産の使用	(1041条~1044条)
第23節 交換	
交換	(1045条~1046条)
交換者の権利、および、義務	(1047条~1052条)
とりわけ危険に関して	(1048条~1049条)
引渡し前の使用に関して	(1050条~1052条)
第24節 売買	
売買契約	(1053条)
売買契約の成立要件	(1054条)
売買代金に関する要件	(1055条~1060条)
a)現金性, b)確定性, c)適法性	
売主の義務	(1061条)
買主の義務	(1062条~1063条)

売買目的物の危険および使用 (1064条)

見込み売買 (1065条)

総則性 (1066条)

特殊な売買または売買契約の付随契約 (1067条)

再売買が留保された販売 (1068条～1070条)

買戻しの留保された売買 (1071条)

先買権の留保 (1072条～1079条)

試味売買 (1080条～1082条)

より有利な買主に販売する権利の留保 (1083条～1085条)

販売の委託 (1086条～1089条)

## 第25節 用益賃貸借契約、永小作契約、および永借地契約

用益賃貸借契約 (1090条)

I. 賃貸借契約 (1091条～)

成立要件 (1092条～1093条)

効果 (1094条～1095条)

双方の権利 (1096条～1121条)

1. 貸与、維持、使用に関する権利 (1096条～1098条)

2. 負担 (1099条)

3. 賃料 (1100条～1108条)

4. 返還 (1109条～1111条)

5. 賃貸借契約の終了 (1112条～1121条)

a) 目的物の滅失, b) 期間の満了, c) 解約, d) 目的物の譲渡

(1122条～1150条削除)

## 第26節 役務提供に関する契約

雇用契約、および、請負契約 (1151条～1152条)

1. 雇用契約 (1153条～1164a条)

報酬請求権, 解約告知期間, 解約告知期間中の休暇, 倒産手続, 期間前の  
解消, 証拠, 強行法規性, 自由労働者の労働証書

2. 請負契約 (1165条～1171条)

瑕疵担保 (1167条)

仕事の挫折 (1168条～1168a条)

配慮義務 (1169条)

報酬の支払 (1170条～1170a条)

建築契約における保証 (1170b条)

死亡による終了 (1171条)

3. 出版契約 (1172条～1173条)

4. 不法な目的のためになされた給付 (1174条)

## 第27節 財産の共有に関する契約

営利会社の設立・概念 (1175条)

区分	(1176条～1177条)
設立の方式	(1178条～1180条)
契約の効力、および、現実の出資	(1181条)
組合財産	(1182条～1183条)
組合員の権利および義務	
組合財産への出資	(1184条)
寄与	(1185条～1188条)
組合財産への追加出資	(1189条)
委託された業務の執行	(1190条)
損害の責任	(1191条)
利得の配分	(1192条～1195条)
損失の配分	(1197条)
計算書作成	(1198条～1200条)
非組合員との関係	(1201条～1204条)
組合の解消、および、組合からの脱退	(1205条～1214条)
組合財産の分割	(1215条～1216条)
第28節 夫婦財産契約	(1217条～1266条)
第29節 射倖契約	
射倖契約	(1267条～1268条)
射倖契約の種類	(1269条～1292条)
1. 賭事	(1270条～1271条)
2. 博戯	(1272条)
3. くじ引き	(1273条)
4. 期待に基づく売買	(1275条～1283条)
5. 終身定期金	(1284条～1286条)
6. 社会扶助	(1287条)
7. 保険契約	(1288条～1291条)
8. 冒険貸借、および、海運保険	(1292条)
第30節 損害賠償、および、補償請求権	(1293条～1341条)
第3編 人に関する法、および、財産に関する法に共通する諸規定	
第1節 権利、および、義務の担保	
権利を担保するための方法	(1343条)
I. 第三者の負担による担保	(1344条～1345条)
a. 保証人	(1346条)
b. 連帯債務者	(1347条)
賠償の保証	(1348条)
保証できる者	(1349条)
保証の目的となる義務の範囲	(1350条～1352条)
保証の範囲	(1353条～1354条)

効力 (1355条~1362条)

保証の終了事由 (1363条~1367条)

## II. 質権契約による担保 (1368条)

質権契約の効力 (1369条、1370条)

許されない条件 (1371条~1372条)

担保の給付がなされる通常の方法 (1373条~1374条)

## 第2節 権利、および、義務の変更

権利および義務の変更 (1375条)

1. 更改による変更 (1376条~1379条)

2. 和解 (1380条~1381条)

対象に関する和解の無効 (1382条~1384条)

その他の瑕疵 (1385条~1388条)

付随義務に関する効力 (1390条~1391条)

3. 譲渡 (1392条~1399条)

譲渡の対象 (1393条)

効力 (1394条~1396条)

譲渡禁止 (1396a条)

譲渡者の責任 (1397条~1399条)

4. 指図 (1400条~1403条)

5. 債務引受け (1404条~1410条)

## 第3節 権利、および、義務の消滅

権利および義務の消滅 (1411条)

1. 弁済による消滅 (1412条~1437条)

弁済方法, 弁済時期, 弁済者, 受取証書, 非債弁済

2. 相殺 (1438条~1443条)

3. 放棄 (1444条)

4. 混同 (1445条~1446条)

5. 物の滅失 (1447条)

6. 死亡 (1448条)

7. 時間の経過 (1449条)

従来の状態での使用 (1450条)

## 第4節 消滅時効、および、取得時効 (1451条~1502条)

対象 (1455条~1459条)

取得時効の要件 (1460条~1465条)

取得時効期間 (1466条~1477条)

消滅時効期間一般 (1478条~1480条)

例外 (1481条~1485条)

特別消滅時効期間 (1486条~1493条)

時効の停止 (1494条~1497条)

取得時効、または、消滅時効の効果 (1498条~1502条)

○スイス

スイス民法典

- 序章 (1条~10条)
- 第1編 人の法 (11条~89条の2)
- 第2編 家族法 (90条~456条)
- 第3編 相続法 (457条~640条)
- 第4編 物権法 (641条~977条)
- 最終章 民法典の施行及び適用 (1条~61条)

スイス債務法典

第1編 総則 (1条~183条)

第1章 債務の成立

- 第1節 契約による成立 (1条~40f条)
- 第2節 不法行為による成立 (41条~61条)
- 第3節 不当利得による成立 (62条~67条)

第2章 債務の効力

- 第1節 債務の履行 (68条~96条)
- 第2節 不履行の効果 (97条~109条)
- 第3節 第三者に対する関係 (110条~113条)

第3章 債務の消滅 (114条~142条)

第4章 債務の諸態様

- 第1節 連帯債権・債務 (143条~150条)
- 第2節 条件 (151条~157条)
- 第3節 手付金、解約金、貸金控除及び違約金 (158条~163条)

第5章 債権譲渡及び債務引受 (164条~183条)

第2編 個別的契約関係 (184条~551条)

第6章 売買及び交換

- 第1節 総則 (184条~186条)
- 第2節 動産売買 (187条~215条)
- 第3節 不動産売買 (216条~221条)
- 第4節 特殊の売買 (222条~236条)
- 第5節 交換契約 (237条~238条)

第7章 贈与 (239条~252条)

第8章 賃貸借

- 第1節 総則 (253条~268b条)
- 第2節 居住用賃貸借及び商業用店舗賃貸借における賃貸人の濫用的賃料設定その他の濫用的要求に対する保護 (269条~270e条)



第3節	居住用貸借及び商業用店舗貸借における解約に対する保護	(271条～273c条)
第4節	関係機関及び手続	(274条～274g条)
第8章の2	用益貸借契約	(275条～304条)
第9章	貸借	
第1節	使用貸借	(305条～311条)
第2節	消費貸借	(312条～318条)
第10章	労働契約	
第1節	個別的労働契約	(319条～343条)
第2節	各種の個別的労働契約	(344条～355条)
A.	徒弟修業契約	(344条～346a条)
B.	出張販売員契約	(347条～350a条)
C.	在宅労働契約	(351条～354条)
D.	一般規定の適用可能性	(355条)
第3節	集团的労働契約及び標準的労働契約	(356条～360f条)
A.	集团的労働契約	(356条～358条)
B.	標準的労働契約	(359条～360f条)
第4節	強行規定	(361条～362条)
第11章	請負契約	(363条～379条)
第12章	出版契約	(380条～393条)
第13章	委任	
第1節	単純委任	(394条～406条)
第1節の2	婚姻又はパートナーシップの仲介のための委任	(406a条～406h条)
第2節	信用状及び信用供与の委任	(407条～411条)
第3節	仲立契約	(412条～418条)
第4節	代理商契約	(418a条～418v条)
第14章	事務管理	(419条～424条)
第15章	問屋	(425条～439条)
第16章	貨物運送契約	(440条～457条)
第17章	支配人その他の商業代理	(458条～465条)
第18章	指図	(466条～471条)
第19章	寄託	(472条～491条)
第20章	保証	(492条～512条)
第21章	博戯及び賭事	(513条～515a条)
第22章	終身定期金契約及び資産提供による終身扶養	(516条～529条)
第23章	単純組合	(530条～551条)
第3編	会社及び協同組合	(552条～926条)
第4編	商業登記、商号及び商業帳簿	(927条～964条)

第5編 有価証券 (965条～1186条)

○フランス民法

序章 法律の公示、効果及び適用一般 (1条～6条)

第1編 人 (7条～515条の8)

第2編 財産および所有権の様々な変容 (516条～710条)

第3編 所有権取得の様々な方法 (711条～2283条)

一般規定 (711条～717条)

第1章 相続 (720条～892条)

第2章 生存者間の贈与及び遺言 (893条～1099～1条)

第3章 契約又は合意による債務一般

第1節 前置規定 (1101条～1107条)

第2節 合意の有効性の基本的条件 (1108条)

第1款 同意 (1109条～1122条)

第2款 契約当事者の能力 (1123条～1125条の1)

第3款 契約の目的及び内容 (1126条～1130条)

第4款 原因 (1131条～1133条)

第3節 債務の効果

第1款 一般規定 (1134条～1135条)

第2款 与える債務 (1136条～1141条)

第3款 行い、又は行わない債務 (1142条～1145条)

第4款 債務の不履行から生じる損害賠償 (1146条～1155条)

第5款 合意の解釈 (1156条～1164条)

第6款 合意の第三者に対する効果 (1165条～1167条)

第4節 債務の様々な種類

第1款 条件付債務 (1168条～1184条)

第2款 期限付債務 (1185条～1188条)

第3款 選択債務 (1189条～1196条)

第4款 連帯債務 (1197条～1216条)

第5款 可分債務及び不可分債務 (1217条～1225条)

第6款 制裁条項を伴う債務 (1226条～1233条)

第5節 債務の消滅 (1234条)

第1款 弁済 (1235条～1264条)

第2款 更改 (1271条～1281条)

第3款 負債の免除 (1282条～1288条)

第4款 相殺 (1289条～1299条)

第5款 混同 (1300条～1301条)

第6款 支払われるべき物の滅失 (1302条～1303条)

第7款 合意の無効または取消の訴権 (1304条～1314条)

第6節	債務の証明及び弁済の証明	(1315条～1369条)
第7節	電子的形式による契約	(1369条の1～1369条の11)
第4章	合意なしに形成される約務	(1370条)
第1節	準契約	(1371条～1381条)
第2節	不法行為及び準不法行為	(1382条～1386条)
第4章の2	製造物責任	(1386条の1～1386条の18)
第5章	夫婦財産契約及び夫婦財産制	(1387条～1581条)
第6章	売買	
第1節	売買の性質及び形式	(1582条～1593条)
第2節	買受又は売却をできる者	(1594条～1597条)
第3節	売却できる物	(1598条～1601条)
第3節の1	建築予定不動産の売買	(1601条の1～1601条の4)
第4節	売主の義務	(1602条～1649条)
第5節	買主の義務	(1650条～1657条)
第6節	売買の無効及び解除	(1658条～1685条)
第7節	換価処分	(1686条～1688条)
第8節	債権その他の無体の権利の移転	(1689条～1701条)
第7章	交換	(1702条～1707条)
第8章	賃貸借契約	
第1節	一般規定	(1708条～1712条)
第2節	物の賃貸借	(1713条～1778条)
第3節	仕事及び勤労の賃貸借	(1779条～1799条の1)
第4節	家畜の賃貸借	(1800条～1831条)
第8章の2	不動産開発契約	(1831条の1～1831条の5)
第9章	組合	
第1節	一般規定	(1832条～1844条の17)
第2節	民事組合	(1845条～1870条の1)
第3節	相互組合	(1871条～1873条)
第9章の2	不分割の権利の行使に関する合意	(1873条の1)
第1節	用益権者不存在の場合における不分割の権利の行使に関する合意	(1873条の2～1873条の15)
第2節	用益権者存在の場合における不分割の権利の行使に関する合意	(1873条の16～1873条の18)
第10章	貸借	(1874条)
第1節	使用貸借	(1875条～1891条)
第2節	消費貸借又は単なる貸借	(1892条～1904条)
第3節	利息付貸借	(1905条～1914条)
第11章	寄託及び係争物寄託	
第1節	一般規定及びその様々な種類	(1915条～1916条)

第2節	狭義の寄託	(1917条~1954条)
第3節	係争物寄託	(1955条~1963条)
第12章	射倖契約	(1964条)
第1節	博戯及び賭事	(1965条~1967条)
第2節	終身定期金契約	(1968条~1983条)
第13章	委任	
第1節	委任の性質及び形式	(1984条~1990条)
第2節	受任者の義務	(1991条~1997条)
第3節	委任者の義務	(1998条~2002条)
第4節	委任終了の様々な方法	(2003条~2010条)
第14章	信託	(2011条~2030条)
第15章	和解	(2044条~2058条)
第16章	仲裁契約	(2059条~2061条)
第19章	不動産の売却金に対する差押及び配当	(2190条~2216条)
第20章	消滅時効	
第1節	一般規定	(2219条~2223条)
第2節	消滅時効の期間と期算点	(2224条~2227条)
第3節	消滅時効の進行	(2228条~2246条)
第4節	消滅時効の要件	(2247条~2254条)
第21章	占有と取得時効	
第1節	一般規定	(2255条~2257条)
第2節	取得時効	(2258条~2277条)
第3節	占有の保護	(2278条~2279条)
第4編	担保	(2284条~2488の5条)
第1章	人的担保	(2287条の1~2322条)
第2章	物的担保	(2323条~2488の5条)

○ケベック民法

第1編	人	(1条~364条)
第2編	家族	(365条~612条)
第3編	相続	(613条~898条)
第4編	物	(899条~1370条)
第5編	債務	(1371条~2643条)
第1章	債務一般	
第1節	一般規定	(1371条~1376条)
第2節	契約	
第1款	一般規定	(1377条)
第2款	契約の性質およびそのいくつかの種類	(1378条~1384条)
第3款	契約の成立	

§ 1	契約の成立要件	(1385条～1415条)
§ 2	契約の成立要件に対する制裁	(1416条～1424条)
第4款	契約の解釈	(1425条～1432条)
第5款	契約の効果	
§ 1	契約の当事者間における効果	(1433条～1439条)
§ 2	契約の第三者に対する効果	(1440条～1452条)
§ 3	いくつかの契約に特有の効果	(1453条～1456条)
第3節	民事責任	(1457条～1481条)
第4節	他の債務の発生原因	(1482条～1496条)
第5節	債務の態様	
第1款	単純な態様を有する債務	(1497条～1517条)
§ 1	条件付き債務	
§ 2	期限付き債務	
第2款	複雑な態様を有する債務	(1518条～1552条)
§ 1	主体が多数の債務	
§ 2	客体が多数の債務	
第6節	債務の履行	
第1款	弁済	(1553条～1589条)
§ 1	弁済一般	
§ 2	弁済の充当	
§ 3	現実の提供および供託	
第2款	債務の履行に対する権利の実現	(1590条～1625条)
§ 1	一般規定	
§ 2	同時履行の抗弁および留置権	
§ 3	遅滞	
§ 4	現実履行	
§ 5	契約の解除または解約および債務の縮減	
§ 6	等価による履行	
第3款	債務の履行に対する権利の保護	(1626条～1636条)
§ 1	保全処分	
§ 2	債権者代位権	
§ 3	対抗不能訴権	
第7節	債務の移転と変容	
第1款	債権譲渡	(1637条～1650条)
第2款	代位	(1651条～1659条)
第3款	更改	(1660条～1666条)
第4款	指図	(1667条～1670条)
第8節	債務の消滅	
第1款	一般規定	(1671条)
第2款	相殺	(1672条～1682条)
第3款	混同	(1683条～1686条)
第4款	免除	(1687条～1692条)
第5款	債務の履行不能	(1693条～1694条)
第6款	債務者の解放	(1695条～1698条)
第9節	給付の返還	
第1款	返還が生じる状況	(1699条)
第2款	返還の方法	(1700条～1706条)
第3款	返還に対する第三者の状況	(1707条)

## 第2章 有名契約

### 第1節 売買 (1708条～1805条)

第1款 売買一般 (1708条～1784条)

第2款 居住目的不動産の売買に特有の規律 (1785条～1794条)

第3款 売買に類似する様々な契約 (1795条～1805条)

### 第2節 贈与

第1款 贈与の性質及び範囲 (1806条～1812条)

第2款 贈与のいくつかの要件 (1813条～1824条)

第3款 当事者の権利および義務 (1825条～1835条)

第4款 忘恩行為を理由とする贈与の撤回 (1836条～1838条)

第5款 婚姻または民事結合契約による贈与 (1839条～1841条)

### 第3節 信用供与賃貸借 (1842条～1850条)

### 第4節 (物の) 賃貸借 (1851条～2000条)

第1款 (物の) 賃貸借の性質 (1851条～1853条)

第2款 (物の) 賃貸借から生じる権利及び義務 (1854条～1876条)

第3款 (物の) 賃貸借の終了 (1877条～1891条)

第4款 住居の賃貸借に特有の規律 (1892条～2000条)

### 第5節 傭船

第1款 一般規定 (2001条～2006条)

第2款 様々な傭船契約に特有の規律 (2007条～2029条)

### 第6節 運送

第1款 全ての運送方法に適用される規律 (2030条～2058条)

第2款 海上貨物運送に特有の規律 (2059条～2084条)

### 第7節 労働 (2085条～2097条)

### 第8節 請負契約ないし役務契約

第1款 契約の性質および範囲 (2098条～2100条)

第2款 当事者の権利および義務 (2101条～2124条)

第3款 契約の解約 (2125条～2129条)

### 第9節 委任

第1款 委任の性質及び範囲 (2130条～2137条)

第2款 当事者間での当事者の義務 (2138条～2156条)

第3款 第三者に対する当事者の義務 (2157条～2165条)

第4款 委任者の不適格に備えてなされる委任に特有の規律 (2166条～2174条)

第5款 委任の終了 (2175条～2185条)

### 第10節 会社契約および非営利社団契約

第1款 一般規定 (2186条～2197条)

第2款 合名会社 (2198条～2235条)

第3款 合資会社 (2236条～2249条)

第4款	匿名会社	(2250条~2266条)
第5款	非営利社団	(2267条~2279条)
第11節	寄託	
第1款	寄託一般	(2280条~2294条)
第2款	必要的寄託	(2295条~2297条)
第3款	ホテル業者の寄託	(2298条~2304条)
第4款	係争物寄託	(2305条~2311条)
第12節	貸借	
第1款	貸借の種類と性質	(2312条~2316条)
第2款	使用貸借	(2317条~2326条)
第3款	単純貸借	(2327条~2332条)
第13節	保証	
第1款	保証の性質、目的及び範囲	(2333条~2344条)
第2款	保証の効果	(2345条~2360条)
第3款	保証の終了	(2361条~2366条)
第14節	定期金	
第1款	契約の性質とその規律の射程範囲	(2367条~2370条)
第2款	契約の範囲	(2371条~2376条)
第3款	契約のいくつかの効果	(2377条~2388条)
第15節	保険	
第1款	一般規定	(2389条~2414条)
第2款	人保険	(2415条~2462条)
第3款	損害保険	(2463条~2504条)
第4款	海上保険	(2505条~2628条)
第16節	競技及び賭事	(2629条~2630条)
第17節	和解	(2631条~2637条)
第18節	仲裁の合意	(2638条~2643条)
第6編	優先権及び抵当権	(2644条~2802条)
第7編	証明	(2803条~2874条)
第8編	時効	
第1章	時効の制度	
第1節	一般規定	(2875条~2882条)
第2節	時効の放棄	(2883条~2888条)
第3節	時効の中断	(2889条~2903条)
第4節	時効の停止	(2904条~2909条)
第2章	取得時効	(2910条~2920条)
第3章	消滅時効	(2921条~2933条)
第9編	権利の公示	(2934条~3075条)
第10編	国際私法	(3076条~3168条)

○イタリア民法

法律に関する通則

第1節 法源 (1条～9条)

第2節 法の適用一般 (10条～31条)

第1編 人および家族

第1章 自然人 (1条～10条)

第2章 法人 (11条～42条)

第3章 住所および居所 (43条～47条)

第4章 失踪および推定死亡の宣告 (48条～73条)

第5章 血族および姻族 (74条～78条)

第6章 婚姻 (79条～230条)

第7章 親子 (231条～290条)

第8章 養子縁組 (291条～314条)

第9章 親権者の権限 (315条～342条)

第9章の2 家庭内の虐待に対する保護命令 (342条の2～342条の3)

第10章 後見および後見からの解放 (343条～399条)

第11章 準養子縁組および里親制度 (400条～403条)

第12章 自律の全部または一部に関する民事人格の保護手段 (404条～432条)

第13章 扶養 (433条～448条)

第14章 身分に関する証書 (449条～455条)

第2編 相続

第1章 相続 (456条～564条)

第2章 法定相続 (565条～586条)

第3章 遺言相続 (587条～712条)

第4章 分割 (713条～768条)

第5章 贈与 (769条～809条)

第3編 所有権

第1章 財物 (810条～831条)

第2章 所有権 (832条～951条)

第3章 地上権 (952条～956条)

第4章 永小作権 (957条～977条)

第5章 用益権、使用権および居住権 (978条～1026条)

第6章 地役権 (1027条～1099条)

第7章 共有 (1100条～1139条)

第8章 占有権 (1140条～1170条)

第9章 新たな工事と予期された損害に関する訴え (1171条～1172条)

第4編 債権債務関係

第1章 債権債務関係一般



第1節	前加規定	(1173条～1175条)
第2節	債務の履行	
第1款	履行一般	(1176条～1200条)
第2款	代位を伴う弁済	(1201条～1205条)
第3款	債権者遅滞	(1206条～1217条)
第3節	債務不履行	(1218条～1229条)
第4節	履行以外の債務の履行の態様	
第1款	更改	(1230条～1235条)
第2款	免除	(1236条～1240条)
第3款	相殺	(1241条～1252条)
第4款	混同	(1253条～1255条)
第5款	債務者の責めに帰すべからざる事由による後発的不能	(1256条～1259条)
第5節	債権譲渡	(1260条～1267条)
第6節	指図、債務参加および債務引受	(1268条～1276条)
第7節	各種の債権債務関係	
第1款	金銭債務	(1277条～1284条)
第2款	選択債務	(1285条～1291条)
第3款	連帯債務	(1292条～1313条)
第4款	可分債務および不可分債務	(1314条～1320条)
第2章	契約一般	
第1節	前加規定	(1321条～1324条)
第2節	契約の要件	
第1款	当事者の合意	(1326条～1342条)
第2款	契約の原因	(1343条～1345条)
第3款	契約の目的	(1346条～1349条)
第4款	契約の方式	(1350条～1352条)
第3節	契約における条件	(1353条～1361条)
第4節	契約の解釈	(1362条～1371条)
第5節	契約の効果	
第1款	一般規定	(1372条～1381条)
第2款	違約金条項および手付	(1382条～1386条)
第6節	代理	(1387条～1400条)
第7節	指名した者による契約	(1401条～1405条)
第8節	契約譲渡	(1406条～1410条)
第9節	第三者のためにする契約	(1411条～1413条)
第10節	偽装行為	(1414条～1417条)
第11節	契約の無効	(1418条～1424条)
第12節	契約の取消し	

第1款	無能力	(1425条~1426条)
第2款	同意の瑕疵	(1427条~1440条)
第3款	取消しの訴権	(1441条~1446条)
第13節	契約の破棄	(1447条~1452条)
第14節	契約の解除	
第1款	不履行による解除	(1453条~1462条)
第2款	後発的不能	(1463条~1466条)
第3款	莫大損害	(1467条~1469条)
第14節の2	消費者契約	(1469条の2条~1469条の6)
第3章	各種の契約	
第1節	売買	
第1款	一般規定	(1470条~1509条)
第1目	売主の義務	(1476条~1497条)
第2目	買主の義務	(1498条~1499条)
第3目	合意による買戻し	(1500条~1509条)
第2款	動産の売買	
第1目	一般規定	(1510条~1519条)
第2目	試味売買、試品売買、見本売買	(1520条~1522条)
第3目	所有権留保付き売買	(1523条~1526条)
第4目	証券に基づきかつ証券と引換えの支払いをもってする売買	(1527条~1530条)
第5目	有価証券の期限付き売買	(1531条~1536条)
第3款	不動産の売買	(1537条~1541条)
第4款	相続財産の売買	(1542条~1547条)
第2節	戻り付証券譲渡	(1548条~1551条)
第3節	交換	(1552条~1555条)
第4節	評価契約	(1556条~1558条)
第5節	供給契約	(1559条~1570条)
第6節	賃貸借	
第1款	総則	(1571条~1606条)
第2款	市街地の賃貸借	(1607条~1614条)
第3款	収益物に関する賃貸借	
第1目	一般規定	(1615条~1627条)
第2目	農地の賃貸借	(1628条~1646条)
第3目	直接の耕作者に対する賃貸借	(1647条~1654条)
第7節	請負	(1655条~1677条)
第8節	運送	
第1款	一般規定	(1678条~1680条)
第2款	人の運送	(1681条~1682条)

第3款	物の運送	(1683条~1702条)
第9節	委任	
第1款	一般規定	
第1目	受任者の義務	(1703条~1718条)
第2目	委任者の義務	(1719条~1721条)
第3目	委任の終了	(1722条~1730条)
第2款	売買委託	(1731条~1736条)
第3款	運送委託	(1737条~1741条)
第10節	代理商契約	(1742条~1753条)
第11節	仲介	(1754条~1765条)
第12節	寄託	
第1款	寄託一般	(1766条~1782条)
第2款	旅店における寄託	(1783条~1786条)
第3款	普通倉庫業者への寄託	(1787条~1797条)
第13節	合意による係争物寄託	(1798条~1802条)
第14節	使用貸借	(1803条~1812条)
第15節	消費貸借	(1813条~1822条)
第16節	当座勘定	(1823条~1833条)
第17節	銀行契約	
第1款	銀行寄託	(1834条~1838条)
第2款	個人用貸金庫に関する銀行業務	(1839条~1841条)
第3款	当座貸越の開設	(1842条~1845条)
第4款	銀行貸付	(1846条~1851条)
第5款	当座勘定における銀行の操作	(1852条~1857条)
第6款	銀行割引	(1858条~1860条)
第18節	永続的定期金	(1861条~1871条)
第19節	終身定期金	(1872条~1881条)
第20節	保険	
第1款	一般規定	(1882条~1903条)
第2款	損害保険	(1904条~1918条)
第3款	生命保険	(1919条~1927条)
第4款	再保険	(1928条~1931条)
第5款	最終規定	(1932条)
第21節	博戯および賭事	(1933条~1935条)
第22節	保証	
第1款	一般規定	(1936条~1943条)
第2款	債権者および保証人間の関係	(1944条~1948条)
第3款	保証人および主債務者間の関係	(1949条~1953条)
第4款	数人の保証人間の関係	(1954条)

第5款	保証の終了	(1955条~1957条)
第23節	信用供与の委任	(1958条~1959条)
第24節	果実充当付き不動産担保	(1960条~1964条)
第25節	和解	(1965条~1976条)
第26節	債権者への財産の委付	(1977条~1986条)
第4章	一方予約	(1987条~1991条)
第5章	信用証券	
第1節	一般規定	(1992条~2002条)
第2節	持参人払い式の証券	(2003条~2007条)
第3節	指図証券	(2008条~2020条)
第4節	記名証券	(2021条~2027条)
第6章	事務管理	(2028条~2032条)
第7章	非債弁済	(2033条~2040条)
第8章	不当利得	(2041条~2042条)
第9章	不法行為	(2043条~2059条)
第5編	労働	
第1章	職業的活動の規律	
第1節	一般規定	(2060条~2062条)
第2節	共同的な規定および団体的な取引協定	[削除]
第3節	団体的な労働契約およびそれと同価値の規範	[削除]
第2章	企業における労働	(2082条~2221条)
第3章	自律的労働	(2222条~2238条)
第4章	特別の関係における従属的な労働	(2239条~2246条)
第5章	会社	
第1節	一般規定	(2247条~2250条)
第2節	単純会社	(2251条~2290条)
第3節	合名会社	(2291条~2312条)
第4節	単純合資会社	(2313条~2324条)
第5節	株式会社	(2325条~2451条)
第6節	株式合資会社	(2452条~2461条)
第7節	有限責任会社	(2462条~2483条)
第8節	資本に関する会社の解散および清算	(2484条~2496条)
第9節	会社の運営と調整	(2497条~2497条の7)
第10節	変更、合併および分割	(2498条~2506条の4)
第11節	外国に置いて設立された会社	(2507条~2510条)
第6章	協同組合および相互保険会社	(2511条~2548条)
第7章	合弁会社	(2549条~2554条)
第8章	企業体	(2555条~2574条)
第9章	知的創作物および工業発明に関する権利	(2575条~2594条)

第10章 競業および提携に関する規律 (2595条～2620条)

第11章 会社および提携会社に関する処罰規定 (2621条～2642条)

第6編 諸権利の保護

第1章 登記 (2643条～2696条)

第2章 証拠 (2697条～2739条)

第3章 財産的責任、優先権の原因および財産的担保の保存 (2740条～2906条)

第4章 権利に関する裁判上の保護 (2907条～2933条)

第5章 時効および失権 (2934条～2969条)

○スペイン民法

前章 法規範、その適用および効果

第1節 法源 (1条～2条)

第2節 法規範の適用 (3条～5条)

第3節 法規範の一般的効果 (6条～7条)

第4節 国際私法の規範 (8条～12条)

第5節 国内において共存する民事法制度の適用範囲 (13条～16条)

第1編 人

第1章 スペイン人と外国人 (17条～28条)

第2章 民法上の人格の発生と消滅 (29条～39条)

第3章 住所 (40条～41条)

第4章 婚姻 (42条～107条)

第5章 父性と親子関係 (108条～141条)

第6章 親族間の扶養料 (142条～153条)

第7章 父子関係 (154条～180条)

第8章 失踪 (181条～198条)

第9章 無能力 (199条～214条)

第10章 後見、補佐、監護 (215条～313条)

第11章 成年および親権解放 (314条～324条)

第12章 身分登記 (325条～332条)

第2編 財物、所有権およびその制限

第1章 財物の種類 (333条～347条)

第2章 所有権 (348条～391条)

第3章 財物の共有 (392条～406条)

第4章 特殊の所有権 (407条～429条)

第5章 占有権 (430条～466条)

第6章 用益権、使用权、居住権 (467条～529条)

第7章 地役権 (530条～604条)

第8章 所有権登記 (605条～608条)

第3編 所有権取得に関する各種の方法

前置規定 (609条)

第1章 先占 (610条～617条)

第2章 贈与 (618条～656条)

第3章 相続 (657条～1087条)

第4編 債権債務関係および契約

第1章 債権債務関係

第1節 一般規定 (1088条～1093条)

第2節 債権債務関係の性質および効果 (1094条～1112条)

第3節 債権債務関係の種類

第1款 単純のおよび条件付きの債務 (1113条～1124条)

第2款 期限付きの債務 (1125条～1130条)

第3款 選択債務 (1131条～1136条)

第4款 共同債務および連帯債務 (1137条～1148条)

第5款 可分債務及び不可分債務 (1149条～1151条)

第6款 違約金条項付きの債務 (1152条～1155条)

第4節 債権債務関係の消滅

一般規定 (1156条)

第1款 弁済 (1157条～1171条)

弁済による代位 (1172条～1174条)

財物の移転による弁済 (1175条)

弁済の提供および供託 (1176条～1181条)

第2款 支払われるべき物の滅失 (1182条～1186条)

第3款 債務免除 (1187条～1191条)

第4款 権利の混同 (1192条～1194条)

第5款 相殺 (1195条～1202条)

第6款 更改 (1203条～1213条)

第5節 債権債務関係の証拠

一般規定 (1214条～1215条)

第1款 公正証書 (1216条～1224条)

私書証書 (1225条～1230条)

第2款 自白 (1231条～1239条)

第3款 裁判官による人的尋問 (1240条～1241条)

第4款 鑑定人による証拠 (1242条～1243条)

第5款 証言による証拠 (1244条～1248条)

第6款 推定 (1249条～1253条)

第2章 契約

第1節 一般規定 (1254条～1260条)

第2節 契約の有効性に関する本質的要件

一般規定	(1261条)
第1款 同意	(1262条～1270条)
第2款 契約の目的	(1271条～1273条)
第3款 契約の原因	(1274条～1277条)
第3節 契約の有効性	(1278条～1280条)
第4節 契約の解釈	(1281条～1289条)
第5節 契約の取消し	(1290条～1299条)
第6節 契約の無効	(1300条～1314条)
第3章 夫婦財産制	(1315条～1444条)
第4章 売買	
第1節 売買契約の性質と方式	(1445条～1456条)
第2節 売買の能力	(1457条～1459条)
第3節 売却物の滅失における売買契約の効果	(1460条)
第4節 売主の義務	
第1款 一般規定	(1461条)
第2款 売却物の引渡し	(1462条～1473条)
第3款 担保責任	
第1目 追奪における担保責任	(1475条～1483条)
第2目 売却物の隠れた瑕疵や制限に関する担保責任	(1484条～1499条)
第5節 契約の取消し	(1500条～1505条)
第6節 売買の解除	
一般規定	(1506条)
第1款 合意解除	(1507条～1520条)
第2款 法定解除	(1521条～1525条)
第7節 債権およびその他の無体財産権の譲渡	(1526条～1536条)
第8節 一般規定	(1537条)
第5章 交換	(1538条～1541条)
第6章 賃貸借契約	
第1節 一般規定	(1542条～1545条)
第2節 農地と市街地の賃貸借	
第1款 一般規定	(1546条～1553条)
第2款 賃貸人と借借人の権利および義務	(1554条～1574条)
第3款 農地の賃貸借に関する特別規定	(1575条～1579条)
第4款 市街地の賃貸借に関する特別規定	(1580条～1582条)
第3節 仕事および労務の賃貸借	
第1款 家事使用人と給与労働者の労務	(1583条～1587条)
第2款 調整額および定額による仕事	(1588条～1600条)
第3款 人および物に関する水運および陸運	(1601条～1603条)

第7章 借地契約

第1節 一般規定 (1604条~1627条)

第2節 永代賃貸借に関する借地契約

第1款 永代賃貸借に関する規定 (1628条~1654条)

第2款 土地賃貸借および永代賃貸借に類似するその他の契約 (1655条~1656条)

第3節 委託に関する借地契約 (1657条~1660条)

第4節 保存に関する借地契約 (1661条~1664条)

第8章 組合

第1節 一般規定 (1665条~1678条)

第2節 組合員の義務

第1款 組合員間における組合員の義務 (1679条~1696条)

第2款 第三者に対する組合員の義務 (1697条~1699条)

第3節 組合の消滅の態様 (1700条~1708条)

第9章 委任

第1節 委任の性質、方式および種類 (1709条~1717条)

第2節 受任者の義務 (1718条~1726条)

第3節 委任者の義務 (1727条~1731条)

第4節 委任の終了の態様 (1732条~1739条)

第10章 貸借

一般規定 (1740条)

第1節 使用貸借

第1款 使用貸借の性質 (1741条~1742条)

第2款 使用借主の義務 (1743条~1748条)

第3款 使用貸主の義務 (1749条~1752条)

第2節 単なる貸借 (1753条~1757条)

第11章 寄託

第1節 寄託一般および各種の寄託 (1758条~1759条)

第2節 本来的な寄託

第1款 寄託契約の性質と本質 (1760条~1762条)

第2款 任意的な寄託 (1763条~1765条)

第3款 受寄者の義務 (1766条~1778条)

第4款 寄託者の義務 (1779条~1780条)

第5款 必要的な寄託 (1781条~1784条)

第3節 差押え (1785条~1789条)

第12章 射倖契約および賭事

第1節 一般規定 (1790条)

第2節 保険契約 (1791条~1797条)

第3節 博戯および賭事 (1798条~1801条)



第4節	終身定期金	(1802条~1808条)
第13章	和解および仲裁	
第1節	和解	(1809条~1819条)
第2節	仲裁	(1820条~1821条)
第14章	保証	
第1節	保証の性質と範囲	(1822条~1829条)
第2節	保証の効果	
第1款	保証人と債権者間における保証の効果	(1830条~1837条)
第2款	債務者と保証人間における保証の効果	(1838条~1843条)
第3款	共同保証人間における保証の効果	(1844条~1846条)
第3節	保証の消滅	(1847条~1853条)
第4節	法定保証および裁判による保証	(1854条~1856条)
第15章	質、抵当および不動産質	
第1節	質および抵当に共通の規定	(1857条~1862条)
第2節	質	(1863条~1873条)
第3節	抵当	(1874条~1880条)
第4節	不動産質	(1881条~1886条)
第16章	合意のない契約による債権債務	
第1節	準契約	
	一般規定	(1887条)
	第1款	事務管理 (1888条~1894条)
	第2款	非債受領 (1895条~1901条)
	第2節	過失または注意義務違反から生じる債権債務関係 (1902条~1910条)
第17章	債権の競合および優先性	
第1節	一般規定	(1911条~1920条)
第2節	債権の分類	(1921条~1925条)
第3節	債権に関する優先性	(1926条~1929条)
第18章	時効	
第1節	一般規定	(1930条~1939条)
第2節	所有権とその他の物権に関する時効	(1940条~1960条)
第3節	訴権の時効	(1961条~1975条)

○オランダ民法

第1編	人及び家族に関する法
第1章	総則 (1条~3条)
第2章	氏名に関する権利 (4条~9条)
第3章	住所 (10条~15条)
第4章	戸籍上の身分 (16条~29f条)

- 第5章 婚姻 (30条~80条)
- 第6章 配偶者の権利及び義務 (80a条~80g条)
- 第7章 法定共同財産制度 (93条~113条)
- 第8章 夫婦財産契約 (114条~148条)
- 第9章 婚姻の解消 (149条~167条)
- 第10章 別居及び別居後の婚姻の解消 (168条~196条)
- 第11章 父性及び子の血統 (197条~226条)
- 第12章 養子 (227条~232条)
- 第13章 未成年者 (233条~244条)
- 第14章 未成年者に対する親権 (245条~377条)
- 第15章 交際及び情報 (377a条~377h条)
- 第16章 後見 (378条~391条)
- 第17章 生計 (392条~408条)
- 第18章 不在、行方不明及び死亡宣告 (409条~430条)
- 第19章 成年者の保護のための信託的財産管理の規整 (431条~449条)
- 第20章 成年者のための保佐 (450条~462条)

## 第2編 法人

- 第1章 総則 (1条~25条)
- 第2章 社団 (26条~52条)
- 第3章 協同組合及び相互保険会社 (53条~63j条)
- 第4章 株式会社 (64条~174a条)
- 第5章 有限責任会社 (175条~284a条)
- 第6章 財団 (285条~307条)
- 第7章 合併 (308条~334ii条)
- 第8章 [持分権者間の] 紛争に関する規律及び調査権限 (335条~359d条)
- 第9章 年度末決算及び業務報告 (360条~455条)

## 第3編 財産法総則

- 第1章 総則
  - 第1節 定義規定 (1条~15条)
    - 第1A節 電子財産取引 (15a条~15f条)
    - 第1B節 帳簿 (15i条~15j条)
  - 第2節 登録しうる財産に関する登録方法 (16条~31条)
- 第2章 法律行為 (32条~59条)
- 第3章 代理 (60条~79条)
- 第4章 財産の取得及び喪失 (80条~106条)
- 第5章 占有及び所有 (107条~125条)
- 第6章 管理 (126条)
- 第7章 共有 (166条~200条)
- 第8章 用益権 (201条~226条)

第9章 質権及び抵当権	(227条～275条)
第10章 〔債務者の〕財産から弁済を受ける〔債権者〕の権利	(276条～295条)
第11章 請求権	(296条～326条)
第4編 相続法	(1条～233条)
第5編 物権法	(1条～147条)
第6編 債務法総則	
第1章 債務総論	
第1節 総則	(1条～5条)
第2節 複数債務者及び合同債務者	(6条～14条)
第3節 複数債権者	(15条～16条)
第4節 選択債務	(17条～20条)
第5節 条件付き債務	(21条～26条)
第6節 債務の履行	(27条～51条)
第7節 履行拒絶権	(52条～57条)
第8節 債権者遅滞	(58条～73条)
第9節 債務不履行の効果	
§1 総則	(74条～80条)
§2 債務者遅滞	(81条～87条)
§3 債務不履行のさらなる効果	(88条～90条)
§4 違約金の約定	(91条～94条)
第10節 損害賠償に関する法定の義務	(95条～110条)
第11節 金銭の支払いに関する義務	(111条～126条)
第12節 相殺	(127条～141条)
第2章 債権及び債務の移転並びに債務の放棄	
第1節 債権譲渡の効果	(142条～149条)
第2節 法定代位	(150条～154条)
第3節 債務引受及び契約上の地位の移転	(155条～159条)
第4節 放棄及び混同	(160条～161条)
第3章 不法行為	(162条～197条)
第4章 不法行為又は契約以外の原因に基づく債務	
第1節 事務管理	(198条～202条)
第2節 非債弁済	(203条～211条)
第3節 不当利得	(212条)
第5章 契約総論	
第1節 総則	(213条～216条)
第2節 契約の成立	(217条～230条)
第2a節 サービス指令に基づくサービス提供者およびそのサービスに関する情報	(230a条～230f条)

第3節 約款 (231条~247条)

第4節 契約の効果 (248条~260条)

第5節 双務契約 (261条~279条)

## 第7編 各種の契約

### 第1章 売買及び交換

第1節 売買：総則 (1条~8条)

第2節 売主の義務 (9条~19条)

第3節 売主の義務の不履行に関する特則 (20条~25条)

第4節 買主の義務 (26条~30条)

第5節 買主の遅滞に関する特則 (31条~32条)

第6節 解除の特例 (33条~35条)

第7節 損害賠償 (36条~38条)

第8節 買戻権 (39条~44条)

第9節 試味売買 (45条~46条)

第9A節 隔地者間売買 (46a条~46j条)

第10節 財産権の売買 (47条~48条)

第10A節 不動産の一時利用権の売買 (48a条~48g条)

第12節 交換 (49条~50条)

第2章 金銭保証契約 (51条~56条)

第3章 贈与 (175条~188条)

### 第4章 使用賃貸借

第1節 総則 (201条~202条)

第2節 使用賃貸人の義務 (203条~211条)

第3節 使用賃借人の義務 (212条~225条)

第4節 使用賃貸目的物譲渡の際の使用地賃貸借の移転及び使用賃貸借の終了  
(226条~231条)

第5節 住居の使用賃貸借

第1款 総則 (232条~245条)

第2款 使用賃料及びその他の金銭授受 (246条~265条)

第3款 共同使用賃借人及び使用賃貸借の継続 (266条~270a条)

第4款 使用賃貸借の終了 (271条~282条)

第6節 事業用建物の使用賃貸借 (290条~310条)

### 第5章 用益賃貸借

第1節 総則 (311条~316条)

第2節 用益賃貸借の形式 (317条)

第3節 用益賃貸借の許可 (318条~324条)

第4節 用益賃貸借の期間 (325条~326条)

第5節 用益賃料 (327条~335条)

第6節 用益賃貸人の義務 (336条~345条)

第7節	用益賃借人の義務	(346条～360条)
第8節	用益賃貸目的物譲渡の際の使用地賃貸借の移転	(361条～362条)
第9節	用益賃貸借の承継	(363条～365条)
第10節	用益賃貸借の終了	(366条～377条)
第11節	用益賃借人の先買権	(378条～384条)
第12節	各種の用益賃貸借	(385条～398条)
パラグラフ1	公共団体のための用益賃貸借	(385条～387条)
パラグラフ2	保護区内部の用益賃貸借	(388条～394条)
パラグラフ3	小規模の土地の用益賃貸借	(395条)
パラグラフ4	収穫用益賃貸借及び自由地の用益賃貸借	(396条～398条)
第13節	強制権限	(399条～399c条)
第14節	終末規定	(399d条～399e条)
第7章	役務提供	
第1節	役務提供総則	(400条～413条)
第2節	委任	(414条～424条)
第3節	仲介契約	(425条～427条)
第4節	代理商契約	(428条～445条)
第5節	医療行為に関する契約	(446条～468条)
第7A章	旅行契約	(500条～513条)
第7B章	支払取引	(514条～551条)
第9章	寄託	(600条～609条)
第10章	労働契約	
第1節	総則	(610条～615条)
第2節	賃金	(616条～633条)
第3節	休暇	(634条～645条)
第4節	平等の処遇	(646条～649条)
第5節	労働契約における個別条項	(650条～653条)
第6節	雇用者の個別義務	(654条～658b条)
第7節	被用者の個別義務	(659条～661条)
第8節	事業譲渡の際の被用者の権利	(662条～666条)
第9節	労働契約の終了	(667条～686条)
第10節	商業代表者のための特則	(687条～689条)
第11節	派遣契約に関する特則	(690条～691条)
第12章	請負	
第1節	請負総論	(750条～764条)
第2節	事業を営まない自然人の注文による住居建築のための特則	(765条～769条)
第14章	保証	
第1節	一般規定	(850条～856条)

第2節	非職業的及び非營業的保証	(857条~864条)
第3節	主債務者及び保証人間の関係、並びに、保証人及び他の責任負担者間の関係	(865条~870条)
第15章	確認契約	(900条~910条)
第17章	保険	
第1節	総則	(925条~943条)
第2節	損害保険	(944条~963条)
第3節	定額保険	
§1	総則	(964条~974条)
§2	生命保険	(975条~986条)
第18章	終身定期金	(990条~992条)
第7A編	各種の契約；承前	
第5A章	割賦売買	
第1節	割賦売買総則	(1576条~1576h条)
第2節	分割払い購入	(1576h条~1576x条)
第7章	使用貸借	<削除>
第7A章	<削除>	
第9章	組合	
第1節	総則	(1655条~1660条)
第2節	組合員相互の義務	(1661条~1678条)
第3節	組合員の第三者に対する義務	(1679条~1682条)
第4節	組合の様々な終了原因	(1683条~1688)
第11章	<削除>	
第13章	使用貸借	
第1節	総則	(1777条~1780条)
第2節	使用借主の義務	(1781条~1786条)
第3節	使用貸主の義務	(1787条~1790条)
第14章	消費貸借	
第1節	総則	(1791条~1793条)
第2節	消費貸主の義務	(1796条~1799条)
第3節	使用借主の義務	(1800条~1801条)
第4節	利息付き消費貸借	(1804条~1806条)
第15章	永続的定期金設定契約	(1807条~1810条)
第16章	射倅契約	
第1節	<削除>	
第2節	<削除>	
第3節	博戯及び賭事	(1825条~1828条)
第17章	<削除>	
第19章	<削除>	

第8編 交通及び運送手段

I 総則

第1章 総則 (1条～14条)

第2章 運送に関する一般規定 (20条～121条)

II 海法

第3章 遠洋船及びその積荷 (160条～231条)

第4章 遠洋船の乗員 (260条～262条)

第5章 操業 (360条～532条)

第6章 事故 (540条～627条)

第7章 責任限定 (750条～759条)

III 内水法

第8章 内水船及びその積荷 (770条～841条)

第9章 内水船の乗員 (860条～861条)

第10章 操業 (880条～998条)

第11章 事故 (1000条～1037条)

第12章 責任限定 (1060条～1066条)

IV 陸上運送法

第13章 陸上運送 (1080条～1201条)

第14章 事故 (1210条～1220条)

V 航空法

第15章 航空機 (1300条～1321条)

第16章 操業 (1340条～1420条)

VI 鉄道運送

第18章 鉄道貨物運送契約 (1550条～1596条)

第19章 事故 (1661条～1680条)

VII 終末規定

第20章 時効及び期間 (1700条～1836条)

終末規定

○ロシア民法

第1編 総則

第1准編 総則

第1章 民事法令 (1条～7条)

第2章 民法上の権利および義務の発生根拠、民法上の権利の行使及び保護 (8条～16条)

第2准編 人

第3章 市民(自然人) (17条～47条)

第4章 法人 (48条～123条)

第5章 ロシア連邦の参加、主体、民事法令によって規律される関係における自治

体の形成	(124条～127条)
第3准編 民法上の権利の客体	
第6章 総則	(128条～141条)
第7章 手形および証券	(142条～149条)
第8章 非財産的利益およびその保護	(150条～152条)
第4准編 取引および代理	
第9章 取引	(153条～181条)
第10章 代理、代理人の権限	(182条～189条)
第5准編 期間、出訴制限	
第11章 期間の計算	(190条～194条)
第12章 出訴制限	(195条～208条)
第2編 所有権およびその他の物権	
第13章 総則	(209条～217条)
第14章 所有権の取得	(218条～234条)
第15章 所有権の消滅	(235条～243条)
第16章 共有	(244条～259条)
第17章 土地に関する所有権およびその他の物権	(260条～287条)
第18章 居住用建物に関する所有権およびその他の物権	(288条～293条)
第19章 経済管理権、運営管理権	(294条～300条)
第20章 所有権およびその他の物権に対する保護	(301条～306条)
第3編 債務法総則	
第1准編 債務に関する総則	
第21章 債権債務関係の定義およびその当事者	(307条～308条)
第22章 債務の履行	(309条～328条)
第23章 債務の履行に関する担保	
第1節 総則	(329条)
第2節 違約金	(330条～333条)
第3節 担保権	(334条～358条)
第4節 留置権	(359条～360条)
第5節 保証	(361条～367条)
第6節 銀行保証	(368条～379条)
第7節 手付	(380条～381条)
第24章 債権債務関係における人の交替	
第1節 債権者の権利の第三者への移転	(382条～390条)
第2節 債務の移転	(391条～392条)
第25章 債務不履行に対する責任	(393条～406条)
第26章 債務の消滅	(407条～419条)
第2准編 契約に関する総則	
第27章 契約の定義および契約条項	(420条～431条)



第28章	契約の締結	(432条～449条)
第29章	契約の変更および解除	(450条～453条)
第4編	債権債務関係に関する個別の類型	
第30章	売買	(454条～566条)
第1節	売買総則	(454条～491条)
第2節	小売売買	(492条～505条)
第3節	物品の供給	(506条～524条)
第4節	国家の需要のための物品の供給	(525条～5334条)
第5節	買上げ	(535条～538条)
第6節	エネルギー供給	(539条～548条)
第7節	不動産譲渡	(549条～557条)
第8節	企業譲渡	(558条～566条)
第31章	交換	(567条～571条)
第32章	贈与	(572条～582条)
第33章	扶養を伴う終身サポートおよび賃貸借	
第1節	扶養を伴う終身サポートおよび賃貸借に関する総則	(583条～588条)
第2節	永久賃貸借	(589条～595条)
第3節	終身賃貸借	(596条～600条)
第4節	扶養を伴う終身サポート	(601条～605条)
第34章	賃貸借	
第1節	賃貸借に関する総則	(606条～625条)
第2節	レンタル	(626条～631条)
第3節	輸送手段に関する賃貸借	(632条～649条)
第4節	建物および構造物の賃貸借	(650条～655条)
第5節	企業の賃貸借	(656条～664条)
第6節	ファイナンス・リース	(665条～670条)
第35章	居住用建物の賃貸借	(671条～688条)
第36章	使用貸借	(689条～701条)
第37章	請負	
第1節	請負に関する総則	(702条～729条)
第2節	消費者請負	(730条～739条)
第3節	建設請負	(740条～757条)
第4節	設計および調査業務の実行のための請負	(758条～762条)
第5節	国家の需要のための契約による請負	(763条～768条)
第38章	学術研究、実験計画、技術的作業の実行	(769条～778条)
第39章	有償の役務提供	(779条～783条)
第40章	運送	(784条～800条)
第41章	運送取扱	(801条～806条)

第42章	融資および信用貸付	
第1節	融資	(807条～818条)
第2節	信用貸付	(819条～821条)
第3節	物品信用および消費者信用	(822条～823条)
第43章	金銭債権の移転を伴う資金調達	(824条～833条)
第44章	銀行預金	(834条～844条)
第45章	銀行口座	(845条～860条)
第46章	弁済	
第1節	弁済に関する総則	(861条～862条)
第2節	支払依頼による弁済	(863条～866条)
第3節	信用状による弁済	(867条～873条)
第4節	為替手形による弁済	(874条～876条)
第5節	小切手による弁済	(877条～885条)
第47章	寄託	
第1節	寄託に関する総則	(886条～906条)
第2節	物品倉庫における寄託	(907条～918条)
第3節	特種の寄託	(919条～926条)
第48章	保険	(927条～970条)
第49章	委任	(971条～979条)
第50章	第三者の利益のための権限なき行為	(980条～989条)
第51章	取次	(990条～1004条)
第52章	代理	(1005条～1011条)
第53章	委託による財産管理	(1012条～1026条)
第54章	フランチャイズ	(1027条～1040条)
第55章	組合	(1041条～1054条)
第56章	懸賞広告	(1055条～1056条)
第57章	優等懸賞広告	(1057条～1061条)
第58章	博戯および賭事	(1062条～1063条)
第59章	不法行為に基づく債務	
第1節	不法行為による損害賠償に関する総則	(1064条～1083条)
第2節	市民の生命および身体に対する侵害に関する賠償	(1084条～1094条)
第3節	物品、仕事、役務の瑕疵に基づく損害に関する賠償	(1095条～1098条)
第4節	精神的損害に関する賠償	(1099条～1101条)
第60章	不当利得に基づく債務	(1102条～1109条)
第5編	相続法	
第61章	相続に関する総則	(1110条～1117条)
第62章	遺言による相続	(1118条～1140条)

第63章 法律による相続 (1141条～1151条)

第64章 相続の承認 (1152条～1175条)

第65章 個別の種類の財産に関する相続 (1176条～1185条)

第6編 国際私法

第66章 総則 (1186条～1194条)

第67章 人の法律上の地位を決定する際に適用される法 (1195条～1204条)

第68章 財産および人的な非財産的關係に適用される法 (1205条～1224条)

○カンボジア王国民法

第1編 総則 (第1条～第5条)

第2編 人

第1章 自然人

第1節 権利能力 (第6条～第9条)

第2節 人格権 (第10条～第13条)

第3節 意思能力 (第14条～第15条)

第4節 行為能力 (第16条～第33条)

第5節 住所 (第34条～第36条)

第6節 不在者の財産管理および失踪宣告 (第37条～第44条)

第7節 同時死亡の推定 (第45条)

第2章 法人

第1節 総則 (第46条～第81条)

第2節 社団法人 (第82条～第109条)

第3節 財団法人 (第110条～第118条)

第3編 物権

第1章 総則 (第119条～第137条)

第2章 所有権 (第138条～第226条)

第3章 占有権 (第227条～第243条)

第4章 永借権 (第244条～第255条)

第5章 用益権 (第256条～第273条)

第6章 使用権および居住権 (第274条～第284条)

第7章 地役権 (第285条～第305条)

第8章 国、仏教寺院、少数民族その他の共同体の所有権その他の物権 (第306条)

第9章 土地のコンセッションによって設定された権利 (第307条)

第4編 債務

第1章 総則

第1節 債務の発生原因および諸概念の定義 (第308条～第312条)

第2節 債務の種類および態様 (第313条～第324条)

第3節 条件・期限・期間	
第1款 条件	(第325条～第328条)
第2款 期限	(第329条～第331条)
第3款 期間	(第332条～第335条)
第2章 意思表示および契約	
第1節 契約の成立	(第336条～第344条)
第2節 意思表示の瑕疵および契約の有効性	(第345条～第355条)
第3節 無効および取消	(第356条～第363条)
第4節 代理	(第364条～第378条)
第5節 第三者のためにする契約	(第379条～第383条)
第3章 契約の履行	(第384条～第388条)
第4章 契約違反に対する救済	
第1節 債務不履行に関する一般規定	(第389条～第395条)
第2節 履行の強制	(第396条～第397条)
第3節 損害賠償	(第398条～第406条)
第4節 契約の解除	(第407条～第414条)
第5章 危険負担	(第415条～第421条)
第6章 第三者に対する債権の効力	
第1節 債権者による代位	(第422条～第427条)
第2節 詐害行為取消権	(第428条～第432条)
第7章 債務の消滅	(第433条)
第1節 弁済	
第1款 弁済についての一般原則	(第434条～第448条)
第2款 弁済充当	(第449条～第452条)
第3款 弁済の提供・供託	(第453条～第458条)
第4款 弁済による代位	(第459条～第463条)
第2節 相殺	(第464条～第472条)
第3節 免除	(第473条～第475条)
第4節 更改	(第476条～第478条)
第5節 混同	(第479条)
第8章 消滅時効	(第480条～第500条)
第9章 債権譲渡および債務引受	
第1節 債権譲渡	(第510条～第506条)
第2節 債務引受	(第507条～第511条)
第3節 契約上の地位の譲渡	(第512条～第514条)
第5編 各種契約・不法行為等	
第1章 売買	
第1節 総則	(第515条～第523条)
第2節 売買契約の当事者と目的物	(第524条～第527条)

第3節 売買契約の効力	(第528条)
第1款 売主の義務	(第529条～第553条)
第2款 買主の義務	(第554条～第559条)
第4節 買戻権の行使による売買契約の解消	(第560条～第565条)
第2章 交換	(第566条～第567条)
第3章 贈与	(第568条～第577条)
第4章 消費貸借	
第1節 消費貸借の意義と成立	(第578条～第582条)
第2節 利息付き消費貸借	(第583条～第586条)
第3節 貸主の貸与義務	(第587条～第590条)
第4節 借主の返還義務	(第591条～第595条)
第5章 貸貸借	
第1節 総則	(第596条～第599条)
第2節 貸貸借の効力	(第600条～第611条)
第3節 貸貸借の終了	(第612条～第621条)
第4節 分益貸貸借	(第622条～第624条)
第6章 使用貸借	(第625条～第636条)
第7章 委任	(第637条～第651条)
第8章 請負	(第652条～第663条)
第9章 雇用	(第664条～第668条)
第10章 寄託	
第1節 寄託に関する総則	(第669条～第688条)
第2節 混蔵寄託	(第689条)
第3節 消費寄託	(第690条～第691条)
第4節 係争物寄託	(第692条～第698条)
第11章 組合	(第699条～第718条)
第12章 終身定期金	(第719条～第723条)
第13章 和解	(第724条～第728条)
第14章 事務管理	(第729条～第735条)
第15章 不当利得	(第736条～第741条)
第16章 不法行為	(第742条～第765条)
第6編 債務担保	
第1章 総則	(第766条～第773条)
第2章 留置権	(第774条～第780条)
第3章 先取特権	(第781条～第815条)
第4章 質権	(第816条～第842条)
第5章 抵当権	(第843条～第887条)
第6章 譲渡担保権	(第888条～第899条)
第7章 保証	

第1節 保証の成立	(第900条～第902条)
第2節 保証の効力	(第903条～第910条)
第3節 求償	(第911条～第915条)
第4節 代位	(第916条～第920条)
第8章 連帯債務	
第1節 連帯債務の成立	(第921条～第923条)
第2節 連帯債務者の一人について生じた事項の効力	(第924条～第931条)
第3節 求償	(第932条～第935条)
第4節 弁済による代位	(第936条)
第5節 複数債務のその他の態様	(第937条)
第7編 親族	
第1章 総則	(第938条～第943条)
第2章 婚約	(第944条～第947条)
第3章 婚姻	(第948条～第984条)
第4章 親子	(第985条～第1033条)
第5章 親権	(第1034条～第1066条)
第6章 後見	(第1067条～第1135条)
第7章 保佐	(第1136条～第1139条)
第8章 扶養	(第1140条～第1144条)
第8編 相続	
第1章 総則	(第1145条～第1155条)
第2章 法定相続	(第1156条～第1167条)
第3章 遺言相続	(第1168条～第1229条)
第4章 遺留分	(第1230条～第1247条)
第5章 相続の承認及び放棄	(第1248条～第1261条)
第6章 相続財産の管理及び分割	(第1262条～第1289条)
第7章 相続人の不存在	(第1290条～第1300条)
第8章 相続回復請求	(第1301条～第1304条)
第9編 最終条項	(第1305条)

### 第3 その他

民法（債権関係）の改正に関する検討事項として、これまでの審議で取り上げられてきたもののほか、検討すべき事項はあるか。また、どのような点に留意する必要があるか。